

桂川町告示第8号

平成30年第1回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年2月20日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 平成30年3月6日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

藤川 正恭君

青柳 久善君

○3月12日に応招した議員

○3月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成30年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 環境衛生対策について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町教育委員会委員の任命
- 日程第7 同意第2号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第8 同意第3号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第9 選挙第1号 桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第11 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
- 日程第12 議案第2号 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の締結
- 日程第13 議案第3号 桂川町債権管理条例の制定
- 日程第14 議案第4号 ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第15 議案第5号 桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第6号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第7号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第8号 桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第9号 平成29年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第10号 平成30年度桂川町一般会計予算
- 日程第21 議案第11号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第22 議案第12号 平成30年度桂川町土地取得特別会計予算

- 日程第23 議案第13号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算
日程第24 議案第14号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25 議案第15号 平成30年度桂川町水道事業会計予算
日程第26 報告第1号 桂川町土地開発公社の解散に伴う平成29年度決算及び清算終了の報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 総務経済建設委員長報告
 (1) 道路管理について
日程第4 文教厚生委員長報告
 (1) 環境衛生対策について
日程第5 議会広報委員長報告
 (1) 議会広報の編集及び発行について
日程第6 同意第1号 桂川町教育委員会委員の任命
日程第7 同意第2号 桂川町公平委員会委員の選任
日程第8 同意第3号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第9 選挙第1号 桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
日程第11 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更
日程第12 議案第2号 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の締結
日程第13 議案第3号 桂川町債権管理条例の制定
日程第14 議案第4号 ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定
日程第15 議案第5号 桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定
日程第16 議案第6号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
日程第17 議案第7号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
日程第18 議案第8号 桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第19 議案第9号 平成29年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
日程第20 議案第10号 平成30年度桂川町一般会計予算
日程第21 議案第11号 平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

- 日程第22 議案第12号 平成30年度桂川町土地取得特別会計予算
日程第23 議案第13号 平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算
日程第24 議案第14号 平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25 議案第15号 平成30年度桂川町水道事業会計予算
日程第26 報告第1号 桂川町土地開発公社の解散に伴う平成29年度決算及び清算終了の報告について

出席議員（10名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 杉村 明彦君	4番 大塚 和佳君
5番 吉川紀代子君	6番 北原 裕丈君
7番 下川 康弘君	8番 竹本 慶吉君
9番 藤川 正恭君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	瓜生 郁義君	総務課長	弓削 孝徳君
企画財政課長	山邊 久長君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	古野 博文君
学校教育課長	北原 義識君	社会教育課長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	原田 紀昭君		

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、平成30年第1回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、下川康弘君、8番、竹本慶吉君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月22日までの17日間に決定しました。

これより、町長に行政報告、平成30年度の施政方針及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。桜のつぼみも膨らみ始め、春の訪れが間近に感じられる季節になりました。

早いもので、東日本大震災の発生から間もなく7年、熊本地震から2年が経過しようとしています。また、昨年7月に発生しました九州北部豪雨の被災地では、懸命の努力をされていますが、なかなか復旧が進まないという現実の厳しさに直面されているそうです。一日も早い復旧・復興を、心から願いますとともに、自然災害の恐ろしさを教訓とし、災害に対する備えを怠ってはならないと肝に銘じているところです。

韓国の平昌で開催されました冬季オリンピックは、日本選手のすばらしい活躍を記憶に刻んで、閉幕しました。国家間の政治利用の側面もありましたが、スポーツの魅力が堪能できたオリンピックだったと思います。これを機会に、真の国際平和のかけ橋になることを願う次第であります。

また、来る9日から開催されますパラリンピックにおいても、日本選手の活躍が期待されているところでございます。

一方、国政においては、山積する課題の解決に向けてさまざまな取り組みが進められていますが、地方創生事業の推進や教育環境の改善、公共施設の長寿命化、子育て支援、高齢者福祉の充実など、特に、本町の課題と直接結びつく政策等については、今後の動向を注視し、的確に対応する必要があると考えています。

さて、本日は、平成30年第1回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り、心から厚く感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告並びに平成30年度施政方針、本日御提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

なお、平成30年度の施政方針及び予算編成については、私の町長としての任期最後の年に当たりますので、基本的には、これまで取り組んできました事業の完成に向けて、継続して取り組む方針を示しているところでございます。

初めに、教育委員の選任につきましては、昨年12月18日をもって大塚敏子委員の任期が満了となりましたが、諸般の事情により提案を見送ったところです。その後、状況を勘案し、今回、新たに教育委員の任命について提案していますので、よろしくお願いいたします。

次に、本年3月31日をもって退職します職員は、一般職2名、保育士1名、幼稚園教諭1名です。また、年度途中で退職しました職員の補充を含め、4月1日採用予定者は、一般職5名、保育士1名の計6名を内定しています。

なお、昨年12月定例町議会の一般質問の中で、森山副町長に来年度も引き続き務めていただきたいという旨の打診を県にしていると回答していました。先日、県から承諾の連絡がありましたので、平成30年度も副町長として奮闘していただくことを期待しています。

次に、インターネット環境の整備に伴い、議会運営の中にタブレット端末を導入することにより、各種資料の閲覧・検索や情報の収集など議員活動の向上に資するとともに、紙代や印刷代の経費削減及び議会資料作成等にかかわる事務の効率化を図るため、関係予算を計上していますので、よろしくお願いいたします。

次に、空き家対策についてですが、人口減少や高齢化に伴い、全国的に空き家が増加しています。総務省実施の住宅・土地統計調査によりますと、全国の総住宅数6,063万戸に対し、空き家は820万戸、約13.5%に当たるそうです。

空き家の管理は、所有者等の責任ですが、適切な管理が行われていない場合は、防災、衛生、景観上において、生活環境に深刻な影響を及ぼすことがあります。

このため、本町では、空き家の状況を把握するための「空き家実態調査」を実施する計画です。

次に、本町消防団の第1分団瀬戸班の格納庫は、立地場所に危険性があること、また、老朽化が進んでおり、他の格納庫に比べて狭いことから、緊急時の消防団活動に支障を来すおそれがある

ります。

このため、以前に無償譲渡を受けた、吉原橋交差点付近の土地に移転したいと考えています。

また、桂川駅周辺の整備に伴う駅南側の開発等に対応するため、新たに防火水槽を設置してまいります。

次に、現在、建設中の「ゆのうら体験の杜」は、完成に向けて順調に進捗しています。施設の管理運営の方針として、セカンドスクールとしての活用を図ることと、農業体験、自然体験、野外活動等を通して豊かな心を醸成するとともに、産業の振興発展に資することを目的としています。

また、本施設は、本町の新たな魅力の発信源と考えており、地方創生・まちづくり事業に対する今後の運営及び取り組みについて、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。オープンの時期は、梅雨明けの7月を予定しているところです。

なお、本定例会に本施設の設置及び管理に関する条例案を提案していますので、よろしくお願いいたします。

次に、昨年の12月議会で報告いたしました、桂川町、飯塚市、嘉麻市の定住自立圏構想は、昨年12月22日に飯塚市が中心市宣言を行い、本定例会に御提案しています「嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書（案）」を作成したところです。

その概要につきましては、「生活機能の強化」、「結びつきネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の3つの政策分野について、相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、政策を進めていくこととしています。本定例会で御承認をいただき、共生ビジョンを作成した後、本年10月の連携開始を目指していますので、よろしくお願いいたします。

次に、桂川町土地開発公社の解散につきましては、昨年9月議会で解散についての御承認をいただき、その後、11月6日付で県知事の解散認可を得た後、法的手続にのっとり清算のための事務を進めてまいりました。そして、本年2月22日に開催いたしました土地開発公社清算人会において、残余財産の町への帰属について、清算承認をいただきましたので、町議会に御報告するものでございます。

次に、都市計画道路・シカヤ飯塚牟田線のうち、桂川町役場前交差点から国道200号までの区間につきましては、都市計画道路としての道路法線や幅員等に関して見直しが必要となりましたので、早期に取り組みを進めたいと考えています。

次に、西鉄バス筑豊株式会社が「碓井・大分坑線」について、路線廃止の意向を示していることに対し、昨年の12月町議会でも申し上げましたように、本町と飯塚市、嘉麻市、福岡県交通政策課で協議を行うと同時に、西鉄バスに対しての当該路線の存続を強く要望してきたところです。要望に対して、西鉄バスより赤字額の補填と乗務員不足による減便運行が提案されました。

本件は、町民の生活への影響が大きいことから、廃止を避けるためには減便運行もやむを得ないという立場で、各市町とも提案を受け入れる方向で調整を図ることになりました。今後は、協議の経過や路線存続案等について、来る3月17日に住民説明会を開催したいと考えています。

次に、地域商社いいバイ桂川につきましては、毎週水曜日にコミュニティカフェや野菜、加工品等の販売、学校給食への食材の提供を初め、とれたて村や嘉穂総合高校との連携事業に取り組んでいるところです。また、毎月第1木曜日には、高齢者向けサロン「ひまわりカフェ」も開催しています。

今後は、「ゆのうら体験の杜」との連携や町の農産物の販路拡大も視野に入れ、特産品の開発など自立に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

なお、地域おこし協力隊員として、現在2名が業務に当たっていますが、新たに1名の増員を計画しているところです。

次に、ふるさと応援寄附金につきましては、本年2月末現在で、延べ208名の方から、643万円の寄附金を寄せていただきました。これは、前年度を大きく上回るものであり、本当にありがたく感謝しているところです。

今後も、返礼品の充実やPR等に知恵を絞りながらチャレンジしてまいります。

次に、桂川駅南側道路、山崎上深町線については、平成24年度から取り組んできましたが、ようやく完成に近づいています。国道200号から桂川駅南側にアクセスできる道路として整備が完成することになります。

本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「桂川駅周辺の整備・定住促進プロジェクト」が大きく一歩前進し、将来の町の発展に寄与できることを念願する次第です。

また、JR桂川駅舎の整備事業につきましては、現在、JR九州と設計協定を結び取り組んでいるところです。本年10月末には、自由通路及び2階建て駅舎の工事内容、工事期間等が明確になりますので、これを受けて工事協定の締結、工事着手というスケジュールで進めていきたいと考えています。

あわせて、南側の駅前広場については、利用者の送迎車両用の駅前ロータリー及びコインパーキング、並びに月決め駐車場等の整備について検討しているところでございます。

次に、町営住宅二反田団地A棟建築工事については、現在、2階床下部までの工事が完了しており、順調に進んでいます。2月末の進捗率は24%で、年内には、現在の二反田団地の入居者のうち、30世帯の方が、新しい6階建ての住宅に入居できる予定となっています。

次に、県事業の県道豆田稲築線道路改良工事については、コノマ遺跡の発掘調査が終了し、工事に着手されたところです。あわせて、泉河内川にかかる橋梁工事やきど葬祭の移転工事も順調に進み、平成30年度は商工会館の移転も実施される計画です。

全区間の完了予定は、平成32年3月という報告を受けています。

次に、町有遊休地の活用については、今回の土地開発公社解散に伴い、公社の土地が桂川町へ譲渡されたこと、また、福岡県から譲渡を受けた嘉穂総合高校周辺の多目的公共用地についても、本年10月で所有権移転の制約が解除されることから、桂川町が保有する遊休地の有効活用について、総合的に検討する必要があると考えています。

次に、債権管理条例につきましては、債権管理に携わる複数の所管課が情報を相互利用できるようにすることや、債権の徴収、保全、放棄等に関する基準を示しております。

債権の徴収等に関し必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、町民負担の公平・公正性を確保し、円滑な財政運営を行うために条例を制定しようとするものでございます。

次に、昨年4月1日に設立しました「環境施設等広域化に関する任意協議会」は、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町、飯塚市・桂川町衛生施設組合及びふくおか県央環境施設組合の2市2町2組合で構成し、財政負担の軽減や環境負荷の低減を図ることを目的として、ごみ処理施設、し尿処理施設及び火葬場の広域化に関する協議を行っています。

その主な協議事項は、「飯塚市・桂川町衛生施設組合とふくおか県央環境施設組合の統合に関すること」と「飯塚市及び嘉麻市の直営環境施設等の統合後の一部事務組合への移管に関すること」で、施設の一元管理を目指しています。

現在、その運営方針や規約等の方向性について協議を行っていますが、その協議項目は、「統合の方式」や「組合の名称」など約90項目あり、これまでに協議が整った項目は約30項目です。

今後の協議の進捗状況については、その都度、報告してまいります。

次に、介護保険料につきましては、平成30年度から32年度までの3カ年が第7期になります。本町は、福岡県介護保険広域連合の中で、引き続きBグループの保険料に決定しました。

また、広域連合は、所得に応じたきめ細かな配慮を行うため、所得別保険料を現行の16段階から25段階に変更しています。

次に、国民健康保険事業については、本年4月1日から県との共同運営が施行されることに伴い、各自治体の納付金の算定が行われました。その算定によりますと、本町の場合、現行の保険税率のままで納付金の納付や累積赤字解消が期待できますので、現行どおり国保特別会計を運営してまいりたいと考えています。

なお、国保財政を安定的に運営していくために、特定健診・特定保健指導や重症化予防等の保健事業の推進、後発医薬品の使用促進等の医療費適正化の取り組みを、関係各課、横断的に連携しながら進めてまいります。

次に、保育所の待機児童対策として、施設の拡張や臨時保育士の処遇改善等を行ってきましたが、全ての待機児童解消までには至っておりません。このため、今回、保育士の確保のために、臨時保育士のさらなる処遇改善に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

また、善来寺保育園への新たな支援として、個別の支援を要する園児に対応するための保育士の人件費に対する補助率を2分の1から3分の2に引き上げるとともに、保育士の新規採用者には、一時金として就職準備金を支給する予算を計上しています。

次に、桂川小学校の学童保育施設については、学童保育本館と小学校の空き教室、桂寿苑を利用しながら運営していますが、今回、桂寿苑の環境を改善するための改修予算を計上しています。

主な内容は、桂寿苑の大広間のステージを取り除き、大広間を間仕切りして部屋数をふやすこと、あわせて、トイレ、照明、建具等の改修を行い、児童が利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、平成30年度の稲作において、福岡嘉穂農業協同組合が福岡県を代表して、米の生産を祝う古代からの伝統や文化の継承・発展のための良質米生産作付を、桂川町内で行うことになりました。

本町内では初めての取り組みであり、福岡県米麦品質改善協会等の関係団体と連携し、良質米の生産地域としての「桂川町」のPRにつなげたいと考えています。

次に、平成29年度のプレミアムつき商品券は、プレミアム率を含む総額3,300万円のうち、3,293万2,000円が換金されています。平成30年度につきましては、国、県等の動向を確認しながら、事業実施主体であります桂川町商工会等と検討・協議していく必要があると考えています。

次に、学校教育の取り組みについては、「桂川町教育大綱」に掲げた教育理念に基づき、ふだんの学校生活では体験しにくい自然体験活動や共同生活体験活動を行うセカンドスクール事業を、平成30年度から「ゆのうら体験の杜」において実施する計画です。

活動内容については、小学校5年生及び中学校1年生を対象に2泊3日の宿泊体験学習を実施するもので、これらの取り組みを通して子供たちの「生きる力の育成」に努めてまいります。

また、確かな学力育成の取り組みとして、平成30年度も引き続き、「少人数学級」の実施や、「学力アップ推進講師」の配置及び「土曜学習教室」の実施など、児童生徒一人一人の個性や習熟度に応じたきめ細かな指導を通して、学校教育活動の充実に努めてまいります。

次に、学校施設の改善、特に、トイレ改修及びエアコンの設置等について要望が出されています。今回、国の補正予算成立に伴い、「学校施設環境改善交付金事業」として、桂川中学校のトイレ改修と桂川幼稚園のエアコン設置についての内定を受けることができましたので、平成29年度の一般会計補正予算に計上しています。

なお、事業は予算を繰り越し、平成30年度で実施するものでございます。

次に、社会教育では、子供たちの体験活動や放課後・夏休みの居場所づくり、青少年の健全育成等に取り組んでいます。高齢者を対象にした「ことぶき大学」では、健康講座を開設し、さまざまな分野での生涯学習の推進を図ってまいります。

また、平成30年度から、地域コミュニティの活性化を目的とした助成金を創設する計画です。これは、それぞれの行政区において、さまざまな課題がありますが、地域の公民館を解放したカフェや図書貸し出し、あるいは夏の熱中症対策やひきこもりの防止など、独自の特色ある活動が展開されています。

こうした事業に対して、経費面における支援や事業に関する情報交換等を促進することにより、地域コミュニティ活動の活性化及び元気なまちづくりを積極的に推進するものでございます。

次に、図書館では、情報・生涯学習の拠点施設として、子供向けの折り紙教室を初め、小学生の一日司書体験、絵本の読み聞かせ、英語に触れ合うきっかけづくりなどに取り組んでいます。

また、子育て支援の一つとして、ブックスタート事業を行い、町民の皆様に親しまれる図書館として、平成30年度中に来館者100万人達成を想定しているところです。

次に、社会体育については、町民の体力向上、健康の保持増進に向けて、日常生活の中で気軽にスポーツに親しむことができるスポーツ環境の充実を図るとともに、スポーツ推進委員や体育協会、総合型地域スポーツクラブと連携・協力し、社会体育事業の積極的な取り組みを推進してまいります。

次に、人権同和教育につきましては、多様化する人権・同和問題に対して、より一層の啓発推進を図るために、県の同和問題啓発強調月間にあわせて行っている街頭啓発、市民講座、人権啓発パネル展や人権・同和問題地域懇談会の実施について、より多くの町民の皆様に参加していただけるよう、検討・協議していきたいと考えています。

次に、文化財振興については、平成27年度から国の補助事業として、天神山古墳の範囲確認調査を行っています。平成30年度も継続して調査を行う予定です。

また、王塚古墳の特別公開のあり方について、検討する必要があると考えています。公開の日数や石室内の照明、鉄柱の改善など、再整備事業計画の策定に向けた新たな取り組みを進めたいと考えています。

次に、一般会計の主な内容について御説明いたします。

まず、平成29年度補正予算（第4号）についてですが、補正額1億18万1,000円を追加し、予算の総額を56億5,458万9,000円と定めるものでございます。

今回の補正の主なものとしましては、桂川町土地開発公社の解散に伴う出資金等返還収入として、1,026万4,000円を受け入れ、公共事業整備基金に全額積み立てる予算を計上してお

ります。

また、かねてから国に要望しておりました桂川中学校のトイレ改修と桂川幼稚園の空調設備について、国の補正予算に伴う国庫補助の内定を受けましたので、その事業費として8,170万1,000円を追加計上しています。

なお、当該予算は、平成30年度に繰越明許するものでございます。

そのほか、決算を考慮した精算見込み等による補正予算を計上しています。

次に、平成30年度一般会計予算について御説明いたします。

総務省が示した平成30年度の地方財政対策の概要は、「極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取り組みと基調にあわせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、『経済財政運営と改革の基本方針2015』で示された『経済・財政再生計画』を踏まえ、交付団体を初め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き、生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じない適切な補填措置を講ずることとする」とされたところです。

このような状況のもと、本町の平成30年度一般会計予算は、対前年度比15.3%増の61億5,612万4,000円と定めております。

それでは、歳入予算について御説明します。

まず、1款町税でございますが、前年度実績等を勘案しまして、町民税4.0%の増、軽自動車税4.2%の増を見込んでいる一方、固定資産税においては、3年ごとに実施する課税客体の評価額の見直しの影響により4.8%の減、町たばこ税では、税制改正の影響等により8.2%の減を見込んでおり、前年度に比べ、町税全体で1,192万4,000円、1.1%の減となっております。

次に、10款地方交付税は、国の総額では16兆85億円で、前年度と比べ3,213億円、2.0%の減となっております。本町の場合、普通交付税は、前年度決定額から2.7%減の16億4,248万4,000円を見込んでおり、当初予算には15億7,700万2,000円を計上しています。

また、特別交付税は、平成28年度決定額から約20%減の2億円を計上しているところです。

次に、17款寄附金では、ふるさと応援寄附金として、前年度から500万円増の1,500万円を計上しています。当事業は、町の活性化に資する施策でもありますので、さらに積極的な取り組みを展開したいと考えています。

また、18款繰入金は、財政調整基金ほか4基金について、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰り入れを行っています。財政調整基金の繰り入れは、前年度同額の2億円を計上していますが、公共事業整備基金の繰り入れにつきましては、JR桂川駅周辺整備事業が盛期を迎えることから、7,200万円を計上しています。

次に、歳出予算について御説明いたします。

2款総務費では、議会の運営にタブレットを導入する関連予算や、ゆのうら体験の杜に関する事業費、地域商社いいバイ桂川と連携した雇用促進・若者定住推進事業費、空き家実態調査費、ハザードマップの作成等にかかわる経費等を計上しております。

次に、3款民生費では、社会福祉や障がい者・高齢者福祉、子ども・子育て支援など、町民の皆様生活を保障するために必要な経費を計上しています。

また、学童保育所の施設改修費や利用料減免制度の導入など、子育て環境の充実・改善を図る経費等を計上しています。

4款衛生費では、各種検診や予防接種、健康増進、食育、ごみ処理など、町民の皆様が健康で衛生的な生活環境を保持するための関係経費を計上しています。

5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料などを、6款農林水産業費では、農業次世代人材投資事業補助金や、担い手への農地集積・集約化推進のための機構集積支援事業費、水利施設の改修事業費等を計上しております。

7款商工費では、商工業の振興関係費や消費者行政関係経費を、8款土木費では、道路橋梁の維持・改良費や、JR桂川駅周辺整備事業費、都市計画道路シカヤ飯塚牟田線の幅員・法線の変更にかかわる経費等を計上しています。

なお、町営住宅二反田団地第1期建設工事は、継続事業として取り組んでまいります。

9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や町消防団組織の運営に関する経費を計上しています。また、第1分団瀬戸班格納庫の移転及び駅南側の防火水槽設置費などを計上しています。

10款教育費では、小中学校における学力アップ推進事業や少人数学級の設置、土曜学習教室等の教育内容の充実を図る取り組みを推進するための経費を計上しています。

また、従来の地域公民館事業助成金を地域はつらつ応援補助金に変更し、地域公民館等を中心に行われるコミュニティ活動を支援してまいります。

以上が、一般会計予算の主な内容でございます。

今後とも限られた財源で、最大の事業効果が得られるよう努めていく所存でございますので、議員の皆様御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

本日御提案します議案は、人事案件に関するもの5件、条例の制定に関するもの2件、条例の一部改正に関するもの4件、規約の変更に関するもの1件、協定の締結に関するもの1件、平成

29年度補正予算に関するもの1件、平成30年度の一般会計及び特別会計予算が6件、報告が1件の計21件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、行政報告・施政方針及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

12月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催し、審査してきたところです。

補助事業を活用した道路事業では、桂川駅南側の山崎上深町線道路改良工事（9工区）200mにつきましては、進捗率80%で、本年度3月末完了予定であります。

同じく、10工区の歩道部カラー舗装につきましても、3月末完了予定です。

豆田区の中川原上川原線道路舗装工事につきましては、工事が完了しております。

十三塚八王子線眼鏡橋補修工事（1工区）は、進捗率80%で、3月末完了予定であります。

また、各行政区長から要望された箇所については、今年度、そのほかに11カ所が整備済みであります。

笹尾二区では、消えかけた区間線の引き直しを233m区間行っております。九郎丸区では、歩道のない通学路の路側部にカラー舗装による強調で、車の速度を減速する整備を219m区間行っております。その他危険性の高い優先度を考慮し、カーブミラー、転落防止柵、車どめポールを設置、街路灯修理などを行っております。

このように現地調査を実施しながら緊急性の高い箇所を中心に整備を行うよう審査しておりますが、まだ多くの要望箇所が残されていることから、道路整備の改善に努めたいと考えております。

したがいまして、引き続き、閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました環境衛生対策についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 文教厚生委員会に付託されております環境衛生対策について、当委員会の審査結果の報告をいたします。

12月の定例議会後、4回の委員会を開催し、審査をしております。

昨年12月からことし1月にかけて、不法投棄が6件、動物の死体処理が4件となっております。悪質な不法投棄発生現場については、啓発看板を設置し、あわせて関係機関と連携を図ることで、不法投棄抑制への監視強化の継続が必要です。

また、不法投棄物の中に、投棄者の情報がある場合は、警察に情報を提供し、協働で投棄者への指導を行うなど、不法投棄抑制への啓発につなげていきたいと思っております。

近年、ライフスタイルの多様化により、環境衛生の課題も多岐にわたっております。今後とも、環境啓発を継続していただくことは、町民一人一人の意識を高めていく必要があります。

環境衛生対策は大切な取り組みであります。よって、引き続き継続審査をお願いし、委員会の報告といたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、環境衛生対策については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

1 2月定例議会後、3回の委員会を開催いたしました。

この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年2月2日、けいせん議会だより第18号を発行いたしております。

当委員会では、引き続き第19号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） このまま続けます。これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意3件、選挙1件、諮問1件、議案15件、報告1件であります。このうち、同意第1号から同意3号、選挙第1号、諮問第1号は、本日即決していただきます。

また、議案15件のうち、議案第1号から議案第9号については、本日、質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたします。

議案第9号については、12日の本会議で採決を行い、議案第1号から議案第8号については、22日に採決を行います。

議案第10号から議案第15号までの6件については、本日、説明を受け、12日の本会議で質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたします。13日、14日、15、16日及び19日の5日間、総務経済建設委員会、文教厚生委員会、連合審査会で審査を行い、20日に各常任委員会で審議をしていただき、22日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 同意第1号

○議長（原中 政廣君） 同意第1号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第1号桂川町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本件は、桂川町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

昨年の12月18日をもって、任期満了により退任されました大塚敏子委員の後任として提案するものでございます。

後任の提案に先立ちまして、今回退任されました大塚委員には、平成21年12月から2期8年の長きにわたり教育委員として、桂川町の教育行政に御尽力いただき、まことにありがとうございました。まだまだ御活躍いただけるものと期待していましたが、突然の御病気のため、療養に専念されているところでございます。

みずからの子育てを通して地域の子供会活動やPTA活動にも積極的に参画され、まだまだやりたいことがたくさんあると意気込んでおられただけに、残念でなりません。一日も早い御回復を祈るばかりでございます。

今回、後任として御提案しておりますのは、住所は桂川町大字土師3128番地5、氏名は新宮鈴香氏、昭和29年4月5日生まれの63歳でございます。

新宮氏は、昭和50年3月に鎮西学院短期大学英語科を卒業され、翌51年4月から、アヅマアイデアル商事株式会社に入社され、出産と育児のために同社を退社された後、平成2年4月から、株式会社カイツクスに入社、平成18年10月に同社を退職されています。

新宮氏は、性格は大変温厚で、多くの人に親しまれる明るい人柄であります。また、何事にも熱心に取り組まれる方で、お二人のお子さんの育児・教育を経験され、桂川小学校PTAの役員としても活動されてきました。

さらに、桂川手話の会に入会され、手話通訳者として全国統一試験に合格されるなど、福祉ボランティアとしても活動が顕著な方でございます。

子供たちを大切に思うと同時に、聴覚障がいを持った人たちとのかかわりを大切にし、いとうことなく自分にできることを実行される新宮氏は、教育委員としてふさわしい方であり、本町の教育行政の推進のために御活躍をいただけるものと確信いたしております。

議員各位の御理解をいただき、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は、人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意を願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 町長にお尋ねします。

本年4月からですね、道徳の科目といたしますか、それが教科として導入されるわけですが、今回この方を選ぶ基準といたしますか、そういうことの立場からですね、推進をすると、この道徳教科を推進するという立場から選ばれましたか、お尋ねします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） そのような観点からではございません。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号桂川町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（原中 政廣君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番、杉村明彦君、4番、大塚和佳君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（原中 政廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（原中 政廣君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

2番	林	英明議員	3番	杉村	明彦議員
4番	大塚	和佳議員	5番	吉川	紀代子議員
6番	北原	裕丈議員	7番	下川	康弘議員
8番	竹本	慶吉議員	9番	藤川	正恭議員
10番	青柳	久善議員			

○議長（原中 政廣君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（原中 政廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。杉村明彦君、大塚和佳君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（原中 政廣君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成9票、反対ゼロ票です。

以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第1号桂川町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（原中 政廣君） ただいま、桂川町教育委員会委員として任命同意を受けられました新宮鈴香氏から、御挨拶を受けたいと思います。

○教育委員会委員（新宮 鈴香君） 議員の皆様、おはようございます。私は新宮鈴香と申します。このたび教育委員の選任に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。

責任の重さにとても緊張しております。身の引き締まる思いがいたしております。私は、この桂川町で生まれ育ちました。大学を卒業した後は、東京のほうで就職・結婚いたしましたが、子

供たちは明るく伸び伸びと自然豊かな町で育てたいと思い、就学前にこちらのほうに家族そろって戻ってまいりました。

子供たちが小学生のころは、PTAの連絡委員や広報部長、また地域の子供会の役員などをさせていただきました。現在は、学童保育に手話指導に伺ったり、教育シンポジウムなどの手話通訳をさせていただいております。

まことに微力ではありますが、桂川町の教育委員として精いっぱい頑張ったいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

○議長（原中 政廣君） ここで、暫時休憩といたします。再開は11時15分より再開いたします。会議を閉じます。

午前11時04分休憩

午前11時14分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第7. 同意第2号

○議長（原中 政廣君） 同意第2号桂川町公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第2号桂川町公平委員会委員の選任について御説明いたします。

本件は、桂川町公平委員会委員の任期が平成30年3月25日をもって満了することから、公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回御提案しています方は、古本栄一氏、永富秀美氏、林光江氏であります。

参考資料として添付しています4ページから6ページを見ていただきたいと思います。

まず、古本栄一氏は、昭和29年11月17日生まれの63歳で、住所は福岡市博多区須崎町4番17号であります。

昭和54年3月に中央大学法学部法律学科を卒業され、民間会社に勤められた後、平成3年10月に司法試験合格、平成7年1月に法律事務所を開設され、平成21年2月からは飯塚市内に古本法律事務所を開設してあります。

また、平成21年4月から、本町の顧問弁護士をお願いしている方であり、平成22年3月から本町の公平委員会委員を務めていただいております。現在2期目でございます。

次に、永富秀美氏は、昭和22年8月13日生まれの70歳で、住所は桂川町大字土師2403番地5であります。

昭和45年3月に中央大学法学部を卒業され、同年4月から福岡県職員として勤務されてきました。平成17年4月から福岡北九州都市高速道路公社総務部長、平成19年4月からは県土地開発公社専務理事、平成22年4月からは公益社団法人福岡県産業廃棄物協会専務理事を歴任され、平成24年3月に退職されています。現在1期目でございます。

次に、林光江氏は、昭和12年5月10日生まれの80歳で、住所は桂川町大字寿命898番地1であります。

昭和33年3月に福岡学芸大学田川分校小学科小学課程を修了され、昭和33年5月から小学校の教諭として教鞭をとられ、平成3年3月に退職されました。現在、桂川町公平委員として3期目でございます。

3人の方は、いずれも人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務に理解があり、人事行政に関し識見の高い方です。

本町の公平委員にふさわしい方です。議員各位の御理解をいただき、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように、御注意を願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） お尋ねします。

私は、この公平委員会という名前も初めて聞きました。それで、済みませんけれど、この公平委員という方々はどのような仕事をなさるんですか、簡単でいいです。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 主としては、人事に関する件で、いわゆる行政が処分をしたときに、それに対する不服の申し立てとかですね、そういったものがございまして。そういったものに対する意見調整といいますか、そういったものを行っていただく委員会です。

○議長（原中 政廣君） いいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい、わかりました。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号桂川町公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第8. 同意第3号

○議長（原中 政廣君） 同意第3号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第3号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります塚崎恵治氏の任期が、平成30年4月9日をもって満了となることから、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

塚崎氏は、住所は桂川町大字土師2517番地、昭和28年1月20日生まれの65歳で、現在1期目でございます。

塚崎氏は、昭和50年3月に九州産業大学経済学部を卒業され、同年4月から神戸樹脂工業株式会社に入社されました。その後、昭和53年12月、本町の職員に採用され、桂川町職員として税務課長、健康福祉課長、会計管理者を歴任され、平成25年3月に退職されました。

塚崎氏は、心身ともに健康であり、本町の固定資産評価審査委員会委員として、その職務を全うしていただけるものと確信しております。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第9. 選挙第1号

○議長（原中 政廣君） 選挙第1号桂川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、地方自治法第182条第1項及び2項の規定によって、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、高嶋慎一郎君、神崎永治君、栗原和子君、深江紀子君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました高嶋慎一郎君、神崎永治君、栗原和子君、深江紀子君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、大塚清文君、足立秀子君、中園節男君、吉住和代君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大塚清文君、

足立秀子君、中園節男君、吉住和代君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序について、お諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

別途文書で、会議規則第33条第2項の規定により当選人の告知を行います。

日程第10. 諮問第1号

○議長（原中 政廣君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在、人権擁護委員として務めていただいております池田誠委員の任期が、本年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任として提案するものでございます。

後任の提案に先立ちまして、今回、任期満了を迎えられます池田委員には、平成24年から2期6年の長きにわたり、桂川町の住民の人権擁護活動に御尽力をいただき、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、心から感謝を申し上げます。

その後任として御提案いたしておりますのは、住所は桂川町大字土師1番地234、氏名は齋藤裕氏、昭和24年8月12日生まれの68歳でございます。

次のページに参考資料を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

齋藤氏は、昭和47年3月に近畿大学九州工学部建築学科を卒業され、同年4月から村本建設株式会社に入社、昭和57年9月に同社を退職後、株式会社飯田工務店に入社され、平成28年11月に退社されています。この間、1級建築士として建築業務に携わってこられました。

齋藤氏は、性格は温厚で明朗闊達な人柄は、多くの人たちから慕われる人であります。

また、地元笹尾一区の役員として活動されるとともに、桂川東小学校のアンビシャス運動や子供たちの見守り隊に参加されるなど、大変人望の厚い方だと聞いております。

職場を退職された後は、地域の発展及び住民の安全・安心のために少しでもお役に立ちたいという希望が強く、これまでの豊富な経験を生かして、町民の皆さんの基本的な人権を擁護すると同時に、町民の皆さんの多岐にわたる相談事、心配事に的確に対応できる方であり、御活躍いた

だけのものと確信いたしております。

議員各位の御理解をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います、本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように、御注意を願います。

それでは、質疑を行います。ただいま町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。本件は、齋藤裕君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、齋藤裕君を適任とすることに決定しました。

日程第11. 議案第1号

○議長（原中 政廣君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 13ページをお開きください。議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

提案理由といたしましては、平成30年3月31日限り、構成団体の豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合から豊前広域環境施設組合を脱退させるとともに、退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、組合規約を変更する必要が生じたものでございます。

変更する内容としましては、次の14ページですが、別表第1、築上郡の項中、豊前広域環境施設組合及び別表第2第5区中、豊前広域環境施設組合を削るものでございます。

附則としまして、この規約は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第2号

○議長（原中 政廣君） 議案第2号嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定の締結について御説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしまして、飯塚市との間における定住自立圏形成協定を締結するに当たって、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定により、議会の議決を得る必要があるため、協定書案を提案するものでございます。

次の16ページをお開きください。

嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書案でございます。内容について簡略に説明をさせていただきます。

第1条では、本協定の目的といたしまして、桂川町と飯塚市が役割分担し、また、連携しながら定住促進に必要な機能の確保と充実に努め、住民が安心して暮らすことのできる圏域を形成すると定めておるところでございます。

第2条では、基本方針として、第1条で規定する目的達成のため、本条例案に定める政策分野について、協調及び連携を図りながら協働し、補完し合うことを定めております。

第3条では、連携する政策分野として、第1号は生活機能の強化に係る政策分野、第2号は結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、第3号は圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野と定めているところでございます。

また、各分野における取り組み事項や内容、役割については、18ページから22ページにかけて、別表1から別表3にてお示しをいたしております。

第4条は、事務執行に当たっての連携及び費用負担について定めております。

第5条及び第6条では、本協定の変更、廃止について定めておりますが、いずれの場合も、議

決の議決を必要とする旨を定めているところでございます。

そして、第7条では、疑義の解決について定めております。

以上、説明を終わらせていただきます。簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいま課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません、今の説明では、この協定書のことをただ読み上げられたんですけど、この別表のところではいろんなこともお聞きしたいと思いますけれども、一括でよろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ、してください。

○議員（5番 吉川紀代子君） 質問いたします。

16ページのところで、今読まれた内容の中で、5行目、甲及び乙が相互に役割を分担し、連携しながらと書いてありますけれど、この役割分担とは具体的にどういうことでしょうか。

次に、第4条2項のところ、ここで、甲及び乙は前条に定める政策分野における取り組みに係る手続、人員の確保及び費用の負担について、それとその次に、相互の受益の程度を勘案してあります。ここのところを詳しく説明してください。

次に、別表のところですけど、18ページ、医療のところでは取り組みの内容として、適正利用啓発にも取り組むと書いてありますけれど、ここのところを説明を詳しくお願いします。

次に、19ページ、ウの子育て支援のところ、子育て支援センターの相互利用、病児・病後児保育の開設など、子育て支援体制の充実に取り組むと書いてあります。これも具体的にお願いします。

次に、教育・文化のところですけど、ここでは図書館のことが書いてあります。図書館の相互利用に取り組むと書いてありますけれど、これは私がちょっと聞きたいのは、図書カード、現在桂川町でありますけれど、これは統一するのか。

それとあと一つは、桂川で借りた本は飯塚でも返すことができるのか、また、その逆もできるのかということをお尋ねしたいと思います。

同じく19ページ、下のほうに書いてあります産業振興のところですけど、ここで、甲のところ、人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行うと書いてあります。これは、具体的にどういうことなのかを教えてください。

それから、あと一つ、その下に書いてあります、圏域の地場企業への各種情報提供を行うとあります。この地場企業とは、現在何社くらいあるのか、このことをお尋ねします。

次に、20ページ、ここでは地域公共交通について書いてございます。取り組みの内容のどこ

ろを読みますと、私的には西鉄バスのことかなというふうに思いますけれど、そのところを説明をお願いします、具体的に。

次に、21ページ、同じく地域公共交通のところ、ここでコミュニティ交通が、圏域住民が相互利用できるように、運行ルートやダイヤの見直し云々と書いてございます。

これは福祉バスのことと思うんですけど、現在、桂川町の福祉バスは無料です。しかし、飯塚は有料です。だから、このことをコミュニティバスのこの文言だけからすると、いのように聞こえるけれど、この桂川町の無料という制度が後退するようなことはないのか、そのところをお聞きしたいと思います。

それから、同じく21ページ、圏域内外の人との交流と移住・定住の促進というところですけど、ここで取り組みの内容として、移住定住の促進などに取り組むと書いてございますけれど、これは圏域外からの定住のことなのか、また、これは他の圏域でも、この飯塚、桂川だけでなく、ほかでもやろうとしていることだと思います。大変難しいと思うんですけど、このことに対しての目標はあるのかと、そういうことでお尋ねしたいと思います。

それから次に、広域観光の推進というところでありまして、取り組みの内容のところインバウンドの推進と書いてございます。このインバウンドの推進というのは何を指しているのか、具体的をお願いします。

これでいいです。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。質問内容は多くありますので、まず、課長のほうにはわかる範囲で答えてください。もし答弁ができていない部分は、吉川議員のほうから再度、この部分ということでお願いしたらわかりやすいと思いますので、課長、まず、わかる範囲の答弁をお願いいたします。

○企画財政課長（山邊 久長君） それでは、5番、吉川議員の質問にお答えしたいと思います。

なお、定住自立圏の形成に関する協定書の内容をさらに詰めるために、もしこの議決を賜りました暁には、4月をめどに共生ビジョンというものを作成をしまして、その中で具体的な事業を詰めていくという作業に入るわけでございますので、内容を今伺いました中で、一部共生ビジョンを作成する中で決めていくという内容のものもあるのかなというふうに、私、察しましたので、そこはそういった形でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、16ページの甲及び乙が相互に役割を分担しということでございますが、まさに別表1から別表の3ですね、18ページから22ページまで、別表をつけておりますが、その中に取り組みの内容の横ですね、甲の役割、乙の役割、これは甲がここで読みかえますと飯塚市、それから乙というのが桂川町ということで、それぞれの役割分担をお示しをさせていただいているところでございます。

それから、第4条の第2項、甲及び乙は前条に定める政策分野においての取り組みに係る手続、人員の確保及び費用の負担等についてという文言でございますが、このあたりの具体的な費用分担や人員の確保等につきましては、冒頭、御説明をいたしました共生ビジョンの中で内容を詰めていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、18ページでございますが、これはアの医療のところの取り組み、救急医療体制の確保の取り組みの内容の後段に書かれています、救急医療の適正利用啓発にも取り組むということでございますが、救急医療の適正利用の啓発、いわゆる適正に救急医療に取り組むという、これ読んで字のごとくのことだと思ひまして、この中身についても、共生ビジョンの中で具体的にまた議論されていくというふうに思ひております。

それから、19ページでございますが、これは18ページのウからの続きでございます。ウの子育て支援の政策分野の取り組みの後段のほうですね、病児・病後児保育の開設など、子育て支援体制の充実に取り組むということでございますが、この病児・病後児保育というのは、例えば病気をされた子供さんたちを、保護者の方が預ける、そういった医療体制の確保ですね、そういったところを全国的に見ればいろいろな医療機関とか、そういったところと契約を結んで、そこでそういった対応をしていただくというようなことでございます。

それから、その下のエの教育・文化のところの図書館の相互利用ですね、これにつきましては、吉川議員が言われましたいろいろなカードの件だとかいろいろあると思うんですが、そういった内容については、先ほど申しました共生ビジョンの中で具体的な内容は詰めていくということになるかと思ひます。

それから、オの産業振興の部分ですね、人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う、それから、地域の地場企業への各種情報提供等を行うということでございますが、これにつきましても、共生ビジョンの中でしっかりと議論を出していただく案件だというふうに思ひております。

それから、20ページの地域公共交通の部分になるかと思ひますが、こちらのほうにつきましても、地域公共交通の維持確保と公共ネットワークの構築ということでございますので、一部吉川議員触れられましたように、福祉バスということで、先ほど言われましたけども、桂川町は福祉バスという名称でございますが、飯塚市、嘉麻市さんにおいても、コミュニティバスというような形の市営のバスを走らされているわけでございますが、そういったところの連携を2市1町の圏域で、今後、構築——ネットワークを構築していこうということでございます。

それから、イの圏域内外の人の交流と移住・定住の促進の部分の広域観光の推進ですね、こういったところを先ほど触れられたと思うんですが、まず、圏域内外の人の交流と移住・定住の促進というのは、ここでいう圏域という言葉は、いわゆる2市1町——桂川、それから飯塚市さん、

嘉麻市さん、この2市1町を指した圏域ということになりますので、この2市1町の中、あるいは外の、内外の交流ですね。

だから、外から呼び込む分もあれば、中の人との交流、そういったものも行うということになります。

そういったことだろうと思いますが、以上でよろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 吉川議員のほうから聞き漏れはありませんか。ゆっくり追加の分があれば聞いてください。はい、どうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） まず、漏れているのが21ページのインバウンドの推進とは何を指しているのかということがお答えになっていないと思います。それで、このことを答えていただきたいと思います。

それからあと一つですね。最初に申し上げました、16ページで役割を分担ということで、別表1から3に書いてあると、そういう説明でありましたけれど、この別表を読む限り、甲も乙も、ただ甲と乙という名前は変わっているだけで、ほとんど同じことを書いていると。だから、同じことじゃないかなというふうな感じで、よくここら辺がよくわからないんですよ、分担で。

私が聞こうとしていたことと、ちょっとよくわからないなと思ったんですけど、あと一つは、19ページで子育て支援センターの相互利用、病児・病後児保育の開設とあります。これは新しく開設するのかなと思ったんですけど、現在ある病院の中にこういう場所というんですか、そういうものをこれからつくっていくと、そういうことなんですね。

○議長（原中 政廣君） その3点でよろしいですね。

○議員（5番 吉川紀代子君） えーと、そうですね。

○議長（原中 政廣君） いいですね。

○議員（5番 吉川紀代子君） あっ、それから、これもあれかな、あと一つは、19ページの下
の圏域の地場企業の、この何社くらいあるのかと、これも漏れていると思います。

○議長（原中 政廣君） そしたら4点、わかればお願いします。

○企画財政課長（山邊 久長君） よろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） はい。

○企画財政課長（山邊 久長君） はい。吉川議員の質問にお答えします。

ちょっとページが前後すると思いますが、ちょっとまず21ページ、インバウンドの推進ということですが、これはいわゆる外部から人を呼び込むというようなものになります。

それから、あと言われていたのが病児・病後児保育の関係だと思っていますが、19ページですね、病児・病後児保育の開設、いわゆるこれ病児保育に関しては、飯塚市など一部ですね、これをもう既に先行して実施をしているところもございます。

ただ、絶対数がこれは非常に足りないということで、当然これは桂川町、嘉麻市さんにとっても、これはやはり保育行政を進めていく中で、不可欠な重要な政策だということで捉えております。

こういった病児・病後児保育を受け入れていただけるような医療機関、そういったところを、今後、お願いをしていくというようなことになろうかと思えます。

それから、産業のところでか、同じく19ページの右の下の後段、圏域の地場企業への各種情報提供を行うということでございますけども、これについても、どういう具体的なじゃ、情報提供をするのかということは、まだここでちょっと私が述べるということまだできませんので、ただ、もうここに書いてありますように、地場の企業の育成、そういったものをするに当たって、必要な情報は発信をどんどんしていくということで御理解を——今の段階では御理解をいただければと思います。

先ほど申しましたように、具体的な事業については、共生ビジョンの中で、さらに細かい具体的な事業を今後決めていくということでございますし、そこにはKPI、いわゆる事業目標指標、そういったものも設定をして、国のほうに上げていくという作業を行っていきますので、その中でまた、議会のほうにはまた御報告をさせていただく機会があれば、そこでまた、させていただくというふうに考えております。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。はい、最後です。これはですね、総務経済に一応付託しますので、またその中で今、吉川議員が言われたような中身については、恐らく企画のほうから説明なりあると思えますので、最後の発言を許します。どうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） 21ページ、外部を呼び込むというふうにおっしゃいました、インバウンドのことをですね、これは外国の方も含まれるのですか。

あと一つ、圏域の地場企業へのというところで、私がお尋ねしたのは、この地場企業というのは、何社ぐらいあるのかというふうにお尋ねしたと思えます。

○議長（原中 政廣君） はい、山邊課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） インバウンド、もちろん外国の方も含まれます。

それから、地場企業の数というのは、これは申しわけございません、今現在把握しておりません。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第3号

○議長（原中 政廣君） 議案第3号桂川町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案第3号桂川町債権管理条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、町の債権の管理に関する事務の処理について、適正化を図り、公平かつ円滑な財政運営に資するため、債権の管理に関する事項を定める必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

町の債権については、発生原因により町税などの強制徴収公債権、その他公法上の債権で非強制徴収公債権、私法上の債権で私債権と3つに分類されます。

自力執行権を持たない非強制徴収公債権や私債権につきましては、統一的に債権の取り扱いについて規定したものがいないため、この条例で統一的な債権管理の基本となるものを整備していくものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。24ページをお願いいたします。

第1条、目的としまして、町の債権の適正な管理を図ることを目的とするものでございます。

第2条は、債権の種別を定義し、第3条は町長の責務、第4条が台帳の整備となっております。

第5条に、情報の相互利用として、債権を取り扱う所属課の間で、滞納者の一定の情報を相互に利用できることと定めております。私債権等については、調査権が整備されていることから、情報の共有化をすることにより、滞納者の生活実態の把握、また所在不明の滞納者の連絡先を把握して、納付折衝の機会をふやすことなどに活用し、債権の回収へとつなげるものでございます。

第6条から第8条までは、地方自治法や地方自治法施行令の規定を改めて位置づけ、債権管理に関する事務処理を明確化しております。

第6条は督促に関し、第7条では、私債権等についての強制執行や、その他私債権の保全等に関し必要な措置をとらなければならないとし、第8条では、徴収停止等を定めております。

第9条においては、私債権等の債権の放棄について規定しております。その要件は、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき、破産法や会社更生法その他の法令の規定により、その免責が確定したときなどで、第1号から第6号までのいずれかの要件を満たした場合において、町の債権を放棄できることを定め、この条例に従い、放棄をしたときは、これを議会に報告することで、債権の放棄の規定をお願いしております。

26ページをお願いします。

第10条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行し、現に発生している町の債

権についても適用するものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。ここで、暫時休憩といたします。再開は13時です、よろしくお願い申し上げます。暫時休憩。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第14. 議案第4号

○議長（原中 政廣君） 議案第4号ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 議案第4号ゆのうら体験の杜の設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしまして、桂川町都市公園やすらぎの森湯ノ浦公園内にゆのうら体験の杜を新設することに伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定める必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

また、28ページから31ページにかけて条例案を掲載いたしております。条例案の内容について、簡略に御説明申し上げます。

第1条では本条例の趣旨を、第2条では施設の名称をゆのうら体験の杜、及び位置については桂川町大字土師4670番地1と定めております。

第3条では、本施設の設置の目的といたしまして、町民が自然体験や農業体験、野外活動等を通して豊かな心を醸成することができる場の提供と、あわせまして特産品の開発や農業振興による町内産業の成長支援に資することを目的にすると定めているところでございます。

第4条では、施設の管理及び運営について、必要があると認めるときはその一部について委託することができる旨を定めております。

第5条では施設の利用許可を、第6条では目的外利用及び権利譲渡等の禁止について定めております。

第7条及び第8条では、利用許可の取り消し等や入場の制限について定めております。

第9条から第11条にかけては、使用料及び使用料の還付、減免について定めております。使用料の詳細につきましては、30ページ下段に掲載いたしております別表第1をごらんください。

表中に、宿泊時の使用料を掲載いたしております。内容を説明いたしますと、町内利用者については1泊1室5,000円で、利用者1名につき1,000円を加算するとしたものです。町外利用者については、1泊1室の使用料は町内利用者と同額ですが、利用者1名につき1,500円を加算となります。

31ページの別表第2につきましては、宿泊棟以外の施設使用料を定めております。

また、別表第3については、使用料の減免基準を定めております。

それでは、30ページにお戻りください。

第12条では、施設の利用終了時等における現状回復の義務について、13条では、損害賠償の義務について、定めております。

14条では、委任について、定めております。

附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日からと定めるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願います。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません。5件ほどあるんですけど、一括でいいですか。

○議長（原中 政廣君） 一括でいいです。

○議員（5番 吉川紀代子君） 28ページ、運営の一部を委託すると書いてございましたけど、運営の一部とはどういうことか。そしてどこに委託するんですか。

次に29ページ、利用許可の取り消し等のところの2番目に善良の風俗を害するおそれとありますけど、これは具体的にどんなことを指すのか教えてください。

それから、次にここが30ページ、必要と認めるとき、必要と認めるときというのが余りにも漠然としてよくわかりませんので、ちょっと具体的に教えてください。

それから、真ん中辺で損害賠償の義務のところ、2項のところ、その損害を賠償しなければならないと書いてありますが、どのように賠償させるのか、ここがちょっとわかりません。

それから、その下のほうですね。履行のところで、寝具の賃貸に係る実費を徴収すると書いてございますけれど、この寝具自体が賃貸でどこからか借りて、その寝具を置いているのか。また、その費用は幾らなのか。業者はどこか。それを教えてください。

それから、次に31ページですね。何か宿泊棟以外の宿泊施設利用のところで、冷房のことは書いてあります。扇風機のみと書いてありますけれど、これ暖房はないんですかね。そしてこの冷房というのが、これは宿泊じゃないからかもわかんないけれど、クーラーっていいですか、エアコンはなぜ設置しないのか、そこら辺がよくわかりませんので。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 質問の内容、いいですか、課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） はい。

○議長（原中 政廣君） お願いします。山邊課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 5番、吉川議員の質問にお答えいたします。

まず、28ページの第4条、これは管理及び運営の委託について定めた条文でございます。その中で、管理及び運営の一部を委託することができるということでございますが、地方自治法上に定められた、例えば料金の徴収を強制的に行う等のいわゆる権限行為、そういったものは、これは指定管理者制度を用いないとできないという定めがございます。それ以外の管理運営が委託契約等で可能な部分、そういったものについてはこれを履行できるということを認めた場合、他の法人にその運営を法人等という言い方が正しいでしょうか、法人等にその運営を委託することができるとしたものでございます。

それから、29ページの第8条の第1項の第3号ですね。善良の風俗を害しというところがございますが、これはその前からの公の秩序もしくは善良の風俗を害しということでございますが、例えば、もうこれ読んで字のごとく、善良な風俗を害するようなそういった著しい行為ですよ、そういったものが発生した場合には入場の制限をかけますということでございます。

それから、30ページの第11条、使用料の減免ですね。町長が特に必要と認めるときはという部分でございますが、これと関連いたしまして、31ページの別表第3、これに使用料の減免基準というものを掲載いたしております。全額の場合、それから半額の場合という形で減免基準を設けていることでございますが、まず全額の使用上の減免をする場合におきましては、町が主催し、または共催する行事に利用するとき、そして2点目が、町が後援する行事で町長が特に必要と認めるときということでございますので、その下の部分ですね、半額の場合にもその他町長が特に必要と認めるときという項目を設けておりますが、いろいろな特別な特段のケースがあり、これはいわゆるこの減免基準に該当する内容を具備しているということを町長のほうが判断なされた場合にはその減免基準を適用する、できるということでございます。

それから、第13条の第2項、この後段のほうですね。その損額を賠償しなければならないということでございますが、この賠償というのはそれぞれのケースであると思うんですけども、ここで書いてありますように、いろいろな損害の形というものがあります。場合によっては現物復旧という形もあろうし、あるいは現金でその分をいただく、賠償金をいただくということも想定されますので、これは別に特段、現金だとかいうことで決めたものではない、そのときの状況によって判断するというところで解釈をしているところでございます。

それから、これは一番、第14条の下のほうですね。寝具の賃貸に係る実費を徴収するというところでございますが、ただ特段まだこの設置条例自体がまだ議決を賜ったわけではございませんので、それに先立って業者を選定する、あるいは内容を決めるということは、到底これはできることではございませんので、これは今後、条例の議決を賜りましたらその辺も決めていくということになるのかと思います。

それから、31ページの別表第2の宿泊棟以外の施設利用料のこれは体験、種別の体験実習室の一番右側の備考欄、冷房は扇風機のみということでございますが、この体験実習室というのは、この施設のいわばちょっと離れにいろいろな、わかりやすく言えばちょっと農業倉庫のような形のものをつくっております。当然その中では下が土間といたしますか、そういった板張りを張っておりませんので、エアコンの設備がないんですね。施設の中の例えば宿泊棟とか研修室、そういったところにはエアコンを設置しておりますが、この体験実習室につきましては、そういった形でエアコンを設置しておりませんので、扇風機による冷房の代がえという形で御理解をいただければというふうに思います。

以上で説明を終わらせてもらいます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません、今のところ、暖房はどういうふうになるのか、お答えなってください。

○議長（原中 政廣君） 課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） エアコンと先ほど私が説明いたしました。それは暖房も兼ねております。いわゆる家庭用のエアコンですね、あれは冷房暖房切りかえでコントロールできるようになっておると思いますので、空調機、暖房も兼ねた空調機ということで宿泊棟と施設の中の各部屋については設置をいたしているところです。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません、ちょっと質問の趣旨がちょっと違っているようです。答えがミスマッチを起こしているようです。

ここで体験実習室で冷房は扇風機のみと書いてあるけれど、じゃ冬のときの暖房はどういうふ

うにするんですかというふうに申し上げたつもりなんです。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） それは特段定めておりませんので、例えばストーブ等を使用する等でしのぐということになるかと思えます。特段備えつけの暖房器具をそこにこちらが設置をするということはないということでございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第5号

○議長（原中 政廣君） 議案第5号桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 議案第5号桂川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の32ページをお願いいたします。

本議案の提案理由といたしまして、都市公園法及び関係法令等が一部改正されたことに伴い、桂川町都市公園条例の一部を改正する必要性が生じたため、本条例案を提出するものでございます。

33ページをお開きください。

桂川町都市公園条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

第3条の次に次の1条を加えるということで加える新たな条文といたしまして、都市公園に設ける運動施設の都市公園の敷地面積に対する割合を定める条文として、運動施設に関する基準第3条の2都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は100分の50とするを加えるものであります。

また、第8条については、法律の引用を法第5条第2項から法第5条第1項に定めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を本条例の公布の日からとするものでございます。

以上、簡略な説明ですが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第6号

○議長（原中 政廣君） 議案第6号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案第6号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月29日に公布され、平成30年度から国民健康保険事業の運営について県が中心的な役割を担うこととされたことに伴い、一部改正の必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の35ページをお願いいたします。

主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

第2条第1項第1号においては、現行の保険給付に要する費用に充てるための国民健康保険税から、新制度においては県から通知される納付金の納付に要する費用を賄うための国民健康保険税と課税額の定義が変更されるための改正でございます。

第2号の後期高齢者支援金及び第3号の40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護納付金につきましては、現行の各種拠出金に要する費用から新制度においては県から通知される納付金に合算されるため、納付金の納付に要する費用に充てるための課税額と定義を変更するものでございます。

36ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第 17. 議案第 7 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 7 号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第 7 号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 37 ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、県との国民健康保険事業共同運営が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、桂川町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の改正は、県も国民健康保険事業を実施するようになるため、事務の標準化等を実施するため、葬祭費の金額及び事務の名称などを変更するものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。

38 ページをお願いいたします。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第 1 章町が行う国民健康保険を第 1 章桂川町が行う国民健康保険の事務に、第 1 条の見出しを桂川町が行う国民健康保険の事務に改め、同条中、町を桂川町、以下町というに改め、国民健康保険の次に「の事務」を加えるものでございます。

第 2 章国民健康保険運営協議会を第 2 章桂川町国民健康保険事業の運営に関する協議会に、第 2 条の見出しを含む中、国民健康保険運営協議会を桂川町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものでございます。

第 6 条第 1 項の葬祭費は、4 万円から県内統一額の 3 万円に改めるものでございます。

第 7 条第 4 号中の成人病は、生活習慣病に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に行った葬祭費から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいま課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 7 号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第8号

○議長（原中 政廣君） 議案第8号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第8号桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されるため、桂川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の改正は、後期高齢者医療の住所地特例の取り扱いを変更するものでございます。

40ページをお願いいたします。

条例の改正内容につきましては、主な改正内容について御説明申し上げます。

第3条関係につきましては、国民健康保険の被保険者である住所地特例の適用者が後期高齢者医療制度に加入した場合における住所地特例の引き継ぎについての規定を加えたものでございます。

附則の第2条関係につきましては、平成20年度制定時における保険料の納期に係る特例を規定した条項で不要となった条項を整理するため削除するものでございます。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第9号

○議長（原中 政廣君） 議案第9号平成29年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 議案書の41ページをお開きください。

議案第9号平成29年度一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

提案理由といたしまして、平成29年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億18万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,458万9,000円に定めようとするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては4ページで、第3条の地方債の補正につきましては5ページで説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。繰り越す事業といたしまして、表中に示しております4件の事業を予定いたしております。

それぞれ概要を説明いたします。

都市計画道路シカヤ飯塚牟田線計画変更事業につきましては、碓川大橋から役場前交差点までの区間の道路幅員の変更及び次年度の計画変更を見据えた、役場前交差点から国道200号線までの区間を加えた、シカヤ飯塚牟田線全線の交通量実態調査を行うものです。

次の3件の学校施設環境改善事業につきましては、国の交付金事業として2月20日付で内定を受けたところでございます。事業の内容といたしましては、本補正予算の10款に計上いたしておりますが、桂川中学校のトイレ改修、桂川幼稚園の空調設備更新及びこれらの事業に対する事務費となっております。

以上4事業8,585万9,000円を平成30年度に繰り越すものでございます。

続きまして、第3表地方債補正でございます。ただいま繰越明許費で説明いたしました、学校施設環境改善事業に係る学校教育施設等整備事業債について、限度額3,920万円を追加計上いたしております。

9ページをお開きください。歳入でございます。

10款1項1目地方交付税は、予算の財源調整のため、普通交付税を883万5,000円追加計上いたしております。なお、補正後の普通交付税の総額は、普通交付税16億8,475万円と特別交付税2億円を合わせた18億8,475万円となるものでございます。

次の10ページをお願いいたします。14款1項1目民生費国庫負担金268万2,000円の追加は、国の制度改正による、保育士の処遇改善加算の新設等による善来寺保育園に係る子どものための教育・保育給付費国庫負担金の追加計上によるものです。

次の2項5目教育費国庫補助金1,984万4,000円の追加は、先ほど繰越明許費の説明で

触れました、学校施設環境改善事業に係る国庫交付金の新規計上によるものです。

次の12ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金134万1,000円の追加は、先ほど民生費国庫負担金でも説明いたしました、保育士処遇改善加算の新設等に伴う子どものための教育・保育給付費の県負担金の計上によるものです。

次の16款2項1目不動産売払収入1,902万3,000円の追加は、土地売払収入の計上によるものです。

2目出捐金返還収入1,026万4,000円の追加は、桂川町土地開発公社の解散に伴う出資金等返還収入の新規計上によるものです。

次の14ページをお願いいたします。20款4項2目雑入100万8,000円の減額は、新市町村振興宝くじ交付金の決定に伴うものです。

次の21款1項6目教育債3,920万円の追加は、先ほど説明いたしました、学校施設環境改善国庫交付金事業の補助裏に充てる学校施設環境改善事業債の新規計上によるものです。なお、本起債は補正予算債のため、充当率100%、普通交付税による措置率50%と、通常分より優遇措置が施されております。

次の16ページから歳出でございます。

2款1項3目財政管理費1,026万4,000円の追加は、桂川町土地開発公社出資金等返還収入を公共事業整備基金に積み立てるための積立金の計上によるものです。

次の3款1項13目臨時福祉給付金給付費137万6,000円の追加は、過年度分臨時福祉給付金の給付事業費及び給付事業費国庫補助金の返還金の計上によるものです。

次の18ページ、2項1目児童福祉総務費554万1,000円の追加は、保育士の処遇改善加算の新設等に伴う善来寺保育園への子どものための教育・保育給付費負担金の計上によるものです。

次の9款1項1目非常備消防費31万1,000円の追加は、九州北部豪雨に伴う災害派遣に要した経費に対する特別交付税措置に係る飯塚地区消防組合負担金の計上によるものです。

次の20ページをお願いいたします。10款1項2目事務費20万円の追加は、学校施設環境事業に係る事務費の計上によるものです。

次の2項1目桂川小学校学校管理費86万7,000円の追加並びに2目桂川小学校教育振興費12万1,000円の追加は、特別支援学級の増設等に伴う修繕料備品購入費の計上によるものです。

次の22ページをお願いいたします。

4項1目桂川中学校学校管理費7,235万4,000円の追加は、トイレ改修工事設計管理業務委託料及びトイレ改修工事の計上によるものです。

次の5項1目桂川幼稚園費914万7,000円の追加は、空調設備更新工事の計上によるものです。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第10号

○議長（原中 政廣君） 議案第10号平成30年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 議案10号平成30年度桂川町一般会計予算について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成30年度桂川町一般会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億5,612万4,000円と定めようとするものでございます。

第2条地方債につきましては、7ページの第2表にて説明申し上げます。

第3条では、一時借入金 の 借 入 額 の 最 高 額 を 7 億 円 と 定 め る も の で ござ い ま す。

第4条では、歳出予算の流用について、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項の間での流用ができるように定めたものでございます。

それでは、7ページをお開きください。第2表地方債でございまして、緊急防災減災事業ほか4件の計上です。限度額の合計は8億2,897万6,000円で、起債の方法等は前年度と同様でございまして。

次の8ページに参考として、地方債の各年度末における現在高の見込み額等に関する調書、9ページに継続費に関する調書、10ページに債務負担行為に関する調書を掲載いたしております。

す。

13ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項町民税4億9,297万6,000円につきましては、1目個人4億3,977万5,000円、2目法人5,320万1,000円。

次の14ページ、2項1目固定資産税4億6,024万2,000円、2目国有資産等所在町交付金及び納付金825万2,000円、次の3項1目軽自動車税4,019万7,000円の計上は、固定資産の評価がえや前年度実績等を考慮し計上したものです。

次の16ページをお願いいたします。4項1目町たばこ税1億192万8,000円、次の2款1項1目自動車重量譲与税3,948万円。

次の18ページ、2項1目地方揮発油譲与税1,559万3,000円、次の3款1項1目利子割交付金220万6,000円。

次の20ページ、4款1項1目配当割交付金457万円、次の5款1項1目株式等譲渡所得割交付金521万8,000円。

次の22ページ、6款1項1目地方消費税交付金2億1,385万2,000円、次の7款1項1目ゴルフ場利用税交付金1,686万2,000円。

次の24ページ、8款1項1目自動車取得税交付金1,740万8,000円、次の9款1項1目地方特例交付金596万3,000円は、地方財政計画等における伸び率等を勘案し計上いたしましたものでございます。

次の26ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税17億7,700万2,000円の計上をいたしておりますが、その内訳といたしまして、普通交付税におきましては、29年度決定額から2.7%減の16億4,248万4,000円を見込みまして、当初予算での計上額は財源留保額6,548万2,000円を差し引いた15億7,700万2,000円の計上といたしております。また、特別交付税につきましては、28年度決定額の約20%減の2億円を計上いたしております。

次の11款1項1目交通安全対策特別交付金213万9,000円は、過去の実績等を勘案したものです。

次の28ページをお願いいたします。12款1項1目民生費負担金9,649万6,000円の計上は、各施設の入所者等を見込んだ計上でございます。土木費負担金は廃目でございます。

次の13款1項使用料6,650万1,000円の計上は、1目総務使用料から31ページの6目教育使用料に係る各町有施設の使用料等について、利用者等を見込み計上いたしております。

次の32ページをお願いいたします。2項手数料4,673万2,000円の計上は、1目総務

手数料から次ページの４目土木手数料までの各種手数料について、前年度実績額等を考慮し計上いたしております。

次の３４ページをお願いいたします。１４款１項国庫負担金４億６,８９７万４,０００円は、１目民生費国庫負担金及び２目教育費国庫負担金について、各事業に係る国庫負担金の計上でございます。

次の２項国庫補助金５億６,２６２万６,０００円は、１目総務費国庫補助金から３６ページの５目教育費国庫補助金の各事業に係る国庫補助金の計上によるものです。

次の３項国庫委託金３６４万２,０００円は、１目総務費国庫委託金から３目農林水産業費国庫委託金について、各受託事務に係る国庫委託金の計上によるものです。

次の３８ページをお願いいたします。１５款１項県負担金２億８,５３０万７,０００円は、１目の民生費県負担金から次ページの６目教育費県負担金について、各事業に係る県負担金の計上によるものです。

次の４０ページ、２項県補助金１億１,１２７万６,０００円の計上は、１目総務費県補助金から４２ページの７目教育費県補助金にわたり記載いたしております、各事業に係る県補助金の計上によるものです。

次は４３ページをお願いいたします。３項県委託金２,３６６万１,０００円の計上は、１目総務費県委託金から３目教育費県委託金について、説明項目に記載しております各受託事務に係る県委託金の計上によるものです。

次の４４ページ、１６款１項１目財産貸付収入１３６万１,０００円は、前年度実績を考慮し計上いたしております。２目利子及び配当金４３３万円は、説明欄に記載いたしております各基金の預金利子の計上でございます。

次の２項１目不動産売払収入１,２４７万９,０００円は、町有地の売り払い収入及び旭ヶ丘団地１区画分の売り払い収入相当額を計上いたしております。

次の４６ページ、１７款１項１目一般寄附金１,５６７万２,０００円は、まちづくり支援自動販売機分及びふるさと応援寄附金の計上でございます。

次の１８款１項基金繰入金２億７,６２１万１,０００円は、各基金条例の設置目的に沿った繰入金の計上でございます。

次の４８ページ、１９款１項１目繰越金６,０００万円の計上は、前年度繰越金でございます。

次の２０款１項１目延滞金１０万円は、町税延滞金を計上いたしております。

次の５０ページ、２項１目町預金利子は、８,０００円の計上です。

次の３項１目貸付金元利収入４９万４,０００円は、災害援護資金貸付金元利収入等の計上です。

次の52ページ、4項1目弁償金2,000円は、それぞれ存置科目として計上いたしております。2目雑入8,738万8,000円は、52ページから54ページにかけて記載しております説明項目の各収入について、前年度実績等を考慮し計上いたしております。

次の55ページをお願いいたします。21款1項1目総務債470万円の計上は、防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業役場庁舎分及び全国瞬時警報システム更新事業に係る起債の計上でございます。2目農林水産業債90万円の計上は、国土保全対策事業債の計上です。3目土木債6億2,290万円の計上は、桂川町周辺整備事業や町営住宅建設工事に係る社会資本整備総合交付金の補助裏等の財源としての計上をいたしております。4目消防債3,370万円の計上は、防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業に係る飯塚地区消防組合分の計上や消防団格納庫整備事業、防火水槽整備事業に係る起債の計上です。5目教育債770万円は、桂川中学校及び総合体育館における高効率照明機器の整備及び次の56ページ、低公害車導入に係る起債の計上です。6目臨時財政対策債1億5,907万6,000円の計上は、29年度実績額に地財計画の伸び率を考慮し計上いたしております。

次の57ページから歳入でございます。

1款1項1目議会費6,853万8,000円は、議員報酬及び事務局職員1名に係る人件費と議会運営費を計上いたしております。

次の59ページ、2目特別委員会費4万7,000円は、決算審査特別委員会に係る費用弁償の計上をいたしております。

次の60ページ、2款1項1目一般管理費2億8,941万3,000円は、特別職2名及び一般職27名分に係る人件費と総務一般管理に係る事務経費の計上です。

次の63ページ、2目文書広報費625万9,000円、3目財産管理費326万5,000円、次の64ページ、4目会計管理費132万6,000円は、各事務等に係る経費の計上です。5目財産管理費3,304万4,000円は、庁舎等に係る管理経費の計上です。

次の66ページ、6目企画費5,086万5,000円は、地域おこし協力隊、ふるさと納税、ゆのうら体験の杜を活用した地方創生施策など、まちづくり関係経費の計上でございます。

次の68ページ、7目企画広報費396万4,000円は、広報けいせんの発行に係る費用の計上です。8目土地対策費3万7,000円は事務に係る経費の計上です。次の9目電算管理費8,040万7,000円の計上は、議会ペーパーレス化事業のほか、電算システムに関する費用の計上です。

次の70ページ、10目諸費3,329万4,000円は、区長会経費、空き家実態調査及び防犯外灯新設工事費等の計上です。

次の72ページ、11目公平委員会費8万9,000円は、委員報酬等運営費の計上です。

12目防災諸費1,140万9,000円は、自主防災組織に係る運営費や防災行政無線システムの保守、全国瞬時警報システムの更新、県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業等に係る経費の計上です。

次の74ページ、2項1目税務総務費7,364万7,000円は、職員10名分の人件費と過誤納還付金等の計上です。

次の2目賦課徴収費1,112万3,000円は、賦課徴収事務のほか、固定資産管理システムデータ更新業務等に係る経費の計上でございます。

次の77ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費4,512万4,000円は、職員5名分の人件費や住基ネットワークシステム関連経費や戸籍及びマイナンバー等の事務に係る経費の計上でございます。

次の79ページ、4項1目選挙管理委員会費67万5,000円は、選挙管理委員会委員報酬等運営費の計上です。2目選挙常時啓発費21万7,000円は、選挙啓発に係る事務経費の計上です。

次の80ページ、3目福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙選挙費419万1,000円は、選挙関連経費の計上です。次の4目町長選挙及び町議会議員一般選挙費964万円の計上につきましても、選挙関連経費の計上でございます。

次の83ページ、5項1目統計調査総務費6,000円は、統計事務に係る関係経費の計上です。2目指定統計費71万9,000円は、住宅土地統計調査等の関係経費の計上です。

次の84ページ、6項1目監査委員費1,064万2,000円は、監査委員2名分の報酬及び職員1名分の人件費と監査事務局に係る事務費の計上です。

次の86ページ、3款1項1目社会福祉総務費2億3,918万9,000円は、職員5名分の人件費と福祉事業に係る助成金及び国保特別会計への繰出金等の計上です。

次の88ページ、2目障害者福祉費4億8,746万8,000円は、障害者自立支援事業費等の計上でございます。

次の90ページ、3目老人福祉費2億9,767万4,000円は、職員3名分の人件費と各種高齢者福祉サービス事業費や後期高齢者医療特別会計への繰出金等の計上です。

次の92ページ、4目重度障害者医療費5,063万6,000円、5目子ども医療費4,816万8,000円、6目ひとり親家庭等医療費1,346万6,000円、7目未熟児養育医療費594万4,000円は、医療扶助費の計上が主なものです。

次の94ページ、8目介護保険事業費2億5,004万9,000円は、福岡県介護保険広域連合に対する負担金等の計上です。9目介護予防事業費3,761万5,000円は、介護予防事業に係る委託料等の計上です。10目地域包括支援センター事業費1,964万1,000円は、職

員1名分の人件費と認知症地域支援に係る委託料等の計上です。

次の97ページ、11目総合福祉センター費4,254万6,000円は、施設の管理運営費の計上です。

次の99ページ、12目男女共同参画費22万5,000円は、男女共同参画施策の推進に係る経費の計上です。

次の100ページ、2項1目児童福祉総務費1億7,298万9,000円は、子ども・子育て会議や善来寺保育園等に対する保育給付費負担金等の計上です。次の2目児童措置費2億2,248万7,000円は、児童手当等の計上です。3目児童福祉施設費3,946万8,000円は、学童保育所の運営委託料や施設修繕工事費等の計上です。

次の102ページ、4目子育て支援費3,186万2,000円は、職員3名分の人件費と子育て支援センター「ひまわりのたね」の運営費等を計上いたしております。次の5目土師保育所費1億2,252万6,000円は、職員10名分の人件費と保育所運営費の計上です。

次の105ページ、6目吉隈保育所費1億1,339万7,000円は、職員8名分の人件費と保育所運営費の計上です。

次は108ページをお開きください。3項1目国民年金費535万6,000円は、職員1名分の人件費と事務費等の計上です。

次の110ページ、4項1目同和対策総務費846万7,000円は、同和対策推進費助成金等の計上です。2目人権センター運営費1,502万4,000円は、職員1名分の人件費とセンター運営費等の計上です。

次は112ページ、お願いいたします。3目人権・同和問題協議会運営費209万3,000円は、委員報酬等の計上です。

次の114ページ、4款1項1目保健衛生総務費7,168万4,000円は、職員9名分の人件費と各種保健衛生事業に係る負担金等の計上です。

次の116ページ、2目予防費4,143万5,000円は、各種予防接種に係る委託料等の計上です。次の3目環境衛生費2,224万9,000円は、町管理の污水处理施設に係る管理経費や合併処理浄化槽の設置に係る補助金等の計上です。

次の118ページ、4目健康づくり推進費3,620万6,000円は、各種検診委託料等の計上です。

次の121ページをお願いいたします。2項1目清掃総務費3億972万3,000円は、ごみ処理に関する各種委託料や衛生施設組合に対する負担金等の計上です。

次の123ページ、5款1項1目失業対策総務費1,055万5,000円は、職員1名分の人件費の計上です。

次の124ページ、2項1目シルバー人材センター委託援助事業費1,905万9,000円は、嘉麻・桂川広域シルバー人材センターに対する委託料等の計上です。次の2目職業訓練費258万6,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金等の計上です。労働諸費は廃目です。

次の6款1項1目農業委員会費607万3,000円は、農業委員会の運営費等の計上です。

次の126ページ、2目農業総務費4,823万1,000円は、職員4名分の人件費と農業施設の維持管理費や各種負担金等の計上です。

次の128ページ、3目農業者年金費17万9,000円は、事務費の計上です。4目農業振興費2,257万円は、各種農業振興に係る補助金等の計上です。

次の130ページ、5目畜産業費3,000円は、事務費の計上です。6目農地費1,827万9,000円は、職員1名分の人件費と水利施設等の改修工事に係る関係経費の計上です。

次の132ページ、2項1目林業総務費113万7,000円、2目林業振興費20万1,000円は、負担金等の計上です。

次の7款1項1目商工総務費1,298万円は、職員1名分の人件費と商工会に対する助成金等の計上です。

次の134ページ、2目商工振興費279万1,000円は、商工まつり助成金や住宅改修事業補助金等、商工振興に係る経費の計上です。3目観光費11万1,000円は、各協議会等に対する負担金等の計上です。

次の8款1項1目土木総務費1,202万9,000円は、土木共通経費や木造戸建て住宅の耐震改修促進事業に係る補助金等の計上です。

次の137ページ、2項1目道路橋梁総務費1,723万7,000円は、職員2名分の人件費と町道路線に関する道路台帳作成業務委託料の計上です。2目道路橋梁維持費8,323万6,000円は、道路及び橋梁に係る維持修繕に関する経費の計上です。

次の138ページ、3目道路橋梁新設改良費6,584万8,000円は、町道山崎・上深町線等の道路改良工事に関する経費の計上です。次の4目交通安全対策費500万円は、交通安全に係る施設整備費の計上です。

次の140ページ、3項1目都市計画総務費2,199万3,000円は、職員1名分の人件費、都市計画道路変更業務委託料及び都市計画に係る関係事務費等の計上です。次の2目街路事業費301万5,000円は、建築行為等に係る道路後退用地整備に関する経費の計上です。3目公園費1,159万5,000円は、都市公園等に係る維持管理費及びゆのうら体験の杜施設管理業務委託等に係る経費の計上です。

次の142ページ、4目駐車場等費102万7,000円は、桂川駅前駐輪場及び自動車整理

場に係る管理費の計上です。次の5目都市再生事業費6億2,331万8,000円は、桂川駅周辺整備に係る経費の計上です。

次の144ページ、4項1目住宅管理費2,457万1,000円は、職員1名分の人件費や町営住宅に係る維持管理費、使用料滞納対策経費等の計上でございます。次の2目住宅建設費4億3,772万9,000円は、職員1名分の人件費や町営住宅建設に伴う工事費等の計上です。

次の148ページ、9款1項1目非常備消防費2億3,068万5,000円は、町消防団に係る活動費や飯塚地区消防組合負担金等の計上です。

次の150ページ、2目消防施設費3,719万円は、消火栓等の改良工事、消防団格納庫建設工事及び防火水槽新設工事等の計上です。次の3目水防費17万4,000円は、災害対応に係る経費の計上です。

次の10款1項1目教育委員会費278万円は、委員会の運営費及び研修会負担金等の計上です。次の2目事務局費6,481万3,000円は、教育長及び職員3名分の人件費と事務局に係る事務費、総合教育会議や学校支援地域本部の運営費、私立幼稚園に係る経費等の計上です。

次の155ページをお願いいたします。2項1目桂川小学校の学校管理費3,448万1,000円は、学校管理費及び施設に係る維持管理費等の計上です。

次の157ページ、2目桂川小学校の教育振興費4,337万円は、桂川学力アップ推進事業や少人数指導教育、就学援助費、その他教育振興に係る経費の計上です。

次の159ページ、3項1目桂川東小学校の学校管理費1,888万5,000円は、学校運営費及び施設に係る維持管理費等の計上です。

次の161ページ、2目桂川東小学校の教育振興費749万6,000円は、桂川学力アップ推進事業や就学援助費等、教育振興に係る経費の計上です。

次の162ページ、4項1目桂川中学校の学校管理費3,550万2,000円は、学校運営費及び施設に係る維持管理費等の計上です。

次の164ページ、2目中学校の教育振興費3,920万9,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数指導教育、クラブ活動に対する補助金及び就学援助費等、教育振興に係る経費の計上です。

次の166ページ、5項1目桂川幼稚園費4,218万2,000円は、職員4名分の人件費と幼稚園運営費の計上です。

169ページ、6項1目共同調理場費7,539万8,000円は、職員6名分の人件費と施設の維持管理費等に係る経費の計上です。

次は172ページ、お願いします。7項1目社会教育総務費3,791万6,000円は、職員3名分の人件費と社会教育全般に係る経費の計上です。

次の174ページ、2目公民館費567万8,000円は、地域公民館事業助成金から制度改正拡充した地域はつらつ応援助成金を初めとする地域公民館事業の関係経費の計上です。次の3目青少年問題対策費106万7,000円は、青少年健全育成に係る経費の計上です。4目文化財保護費1,453万7,000円は、王塚古墳を初めとする町内文化財の保護・調査に係る経費の計上です。

次の177ページ、5目住民センター費1,342万6,000円は、施設の維持管理費の計上です。

次の178ページ、6目王塚装飾古墳館費2,810万9,000円は、職員2名分の人件費と古墳館の運営費等の計上です。

次の180ページ、7目図書館費4,080万8,000円は、職員1名分の人件費と図書館の運営費等の計上です。

次の182ページ、8目人権教育費492万2,000円は、人権教育に係る啓発費等の計上です。

次の184ページ、8項1目保健体育総務費476万9,000円は、スポーツ振興に係る関係経費や町体育協会補助金等の計上です。次の2目体育施設費537万4,000円は、町有体育施設等の維持管理費の計上です。3目総合体育館費3,590万5,000円は、職員1名分の人件費と施設の維持管理費等の計上です。

次の187ページ、4目グラウンド・ゴルフ場費767万2,000円は、施設の管理経費の計上でございます。

次の189ページ、11款1項1目公害復旧相談窓口費30万1,000円は、特定公害復旧対策の申し出に伴う取次事務に係る経費の計上です。

次の190ページ、12款1項1目元金3億8,975万3,000円、2目利子2,984万円は、前年度までの地方債借入金に対する元利償還金と一時借入金の償還利子の計上です。

次の13款1項1目予備費700万円は、前年度と同額での計上でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） ここで暫時休憩とします。再開は14時13分に再開します。暫時休憩。

午後2時03分休憩

午後2時13分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

それでは、山邊課長より訂正の申し出がありますので、受けたいと思います。その場でお願い

します。

- 企画財政課長（山邊 久長君） 失礼いたします。平成30年度当初予算書の57ページ、こちらのほうから歳出の説明が始まるわけですが、私、この歳出の説明を「歳入」という形で御説明しましたので、訂正し、おわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第21. 議案第11号

- 議長（原中 政廣君） 議案第11号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。平井税務課長。

- 税務課長（平井登志子君） 議案第11号平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成30年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書にて御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227万3,000円に定めようとするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業県補助金27万円は、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金を見込みにより計上しております。

7ページをお願いします。2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入6万7,000円、2目住宅新築資金貸付金元利収入117万1,000円、3目宅地取得資金貸付金元利収入75万2,000円、8ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円は、それぞれの実績を参考に、貸付金の償還額を見込みにより計上しております。

9ページをお願いします。3款繰越金1項1目繰越金1,000円は、前年度繰越金の存置科目をお願いしております。

10ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費227万3,000円は、弁護士委託料や訴訟になった場合の予納金などの必要経費を計上しております。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第22. 議案第12号

○議長（原中 政廣君） 議案第12号平成30年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 議案第12号平成30年度桂川町土地取得特別会計予算について御説明いたします。

提案理由といたしまして、平成30年度桂川町土地取得特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,053万5,000円と定めようとするものでございます。

6ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入1項1目利子及び配当金3万5,000円は、土地開発基金預金利子の計上です。次の7ページ、2款繰入金1項1目土地開発基金繰入金1,050万円は、前年度と同額での計上です。

8ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費1項1目財産管理費3万5,000円は、土地開発基金への預金利子積立金の計上です。

次の9ページ、2款1項1目公有財産取得事業費1,050万円は、前年度と同額の土地購入費及び購入に係る測量調査委託料補償金の計上でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第23. 議案第13号

○議長（原中 政廣君） 議案第13号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第13号平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成30年度桂川町国民健康保険特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたしますが、平成30年度からの国保制度改革、いわゆる広域化に伴いまして、共同事業の拠出金の廃止や廃款廃項廃目など、予算の編成上、大

幅な変更がございます。

また、老人医療制度が後期高齢者医療制度に完全に移行したことに伴い、老人医療に関する予算を廃款廃項廃目とさせていただきます。そのことを踏まえて御説明させていただきますが、詳細につきましては、連合審査会でも御説明させていただきたいと思っております。

予算書の1ページをお開きください。第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,384万3,000円と定めようとするものでございます。2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、2億8,628万2,000円をお願いしております。

8ページをお願いいたします。2目退職被保険者等国民健康保険税は、541万1,000円をお願いしております。

9ページ、2款1項1目一般被保険者一部負担金及び2目退職被保険者等一部負担金は、現年分、滞納分、それぞれ1,000円の存置科目としてお願いしております。この項目につきましては、平成30年度からの広域化に伴い新設されたものでございます。

10ページをお願いいたします。3款1項1目督促手数料は、12万円をお願いしております。

11ページ、4款1項1目災害臨時特例補助金は、平成30年度からの広域化に伴い新設されたもので、存置科目として1,000円お願いしております。

その下にあります調整交付金は、国から県に支出されることになりましたので、廃目とさせていただきます。

12ページをお願いいたします。ここに記載があります国庫負担金、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金も、国から県に支出されることになりましたので、廃項廃目とさせていただきます。

13ページ、5款1項1目保険給付費等交付金は、平成30年度からの広域化に伴い新設されたもので、1節の普通交付金13億4,298万8,000円は、桂川町の医療給付費の支払いとして、県から交付されるものです。2節の特別交付金1,725万7,000円も、保険者努力支援制度分や特別調整交付金分などとして県から交付されるものです。

その下にあります財政補助金は、広域化による予算の再構築により、廃目とさせていただきます。

14ページをお願いいたします。2項1目財政安定化基金交付金は、平成30年度からの広域化に伴い新設されたもので、存置科目として1,000円お願いしております。

15ページ、ここに記載があります県負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負

担金は、広域化による予算の再構築により、廃項廃目とさせていただきます。

16ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金は、1億7,015万3,000円をお願いしております。

17ページ、7款1項1目療養給付費交付金繰越金及び2目その他繰越金は、存置科目として、それぞれ1,000円をお願いしております。

18ページをお願いいたします。8款1項1目延滞金は、一般被保険者分及び退職被保険者等分といたしまして、それぞれ1,000円の存置科目としてお願いしております。2目加算金、3目過料は、平成30年度からの広域化に伴い新設されたもので、存置科目としてお願いしております。

その下にあります退職被保険者等延滞金は、広域化による予算の再構築により、廃目とさせていただきます。

19ページ、2項1目預金利子は、存置科目として1,000円お願いをしております。

20ページをお願いいたします。3項1目特定健康診査等受託料も、存置科目として1,000円お願いしております。

21ページをお願いいたします。4項1目及び2目の一般・退職被保険者等第三者行為納付金は、一般分100万円、退職分50万円をお願いしております。3目及び4目の一般・退職被保険者等返納金、5目、6目の療養給付費等負担金・交付金、7目特定健康診査等負担金は、平成30年度からの広域化に伴い新設されたもので、存置科目として1,000円お願いしております。8目雑入は、11万2,000円お願いしております。

23ページをお願いいたします。23ページから25ページは、広域化による予算の再構築により、廃款廃項廃目とさせていただきます。

26ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費1,448万2,000円は、職員2名分の人件費並びに国保に要する事務費経費などとしてお願いしております。

27ページ、2目国民健康保険団体連合会負担金は、104万4,000円をお願いしております。

28ページをお願いいたします。2項1目賦課徴収費は13万9,000円、29ページ、3項1目運営協議会費は、60万円をお願いしております。

30ページをお願いいたします。4項1目趣旨普及費は、1万円をお願いしております。

31ページ、5項1目医療費適正化特別対策事業費442万8,000円は、医療費適正化レセプト点検などに関する費用でございます。2目収納率向上特別対策事業費は、86万3,000円をお願いしております。

32ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費は11億9,070万2,000円、2目退職被保険者等療養給付費は2,029万7,000円、3目一般被保険者療養費は1,629万5,000円、4目退職被保険者等療養費は17万5,000円、5目診査手数料は330万円をお願いしております。

2項1目一般被保険者高額療養費は1億7,150万9,000円、2目退職被保険者等高額療養費は292万8,000円、3目、4目の一般・退職被保険者等高額介護合算療養費は、一般分50万円、退職分30万円をお願いしております。

34ページをお願いいたします。3項1目及び2目の一般・退職被保険者等移送費は、一般分10万円、退職分5万円をお願いしております。

35ページ、4項1目出産育児一時金は、20件分、840万5,000円をお願いしております。

36ページをお願いいたします。5項1目葬祭給付費は、40件分、120万円をお願いしております。

37ページをお願いいたします。37ページから39ページに關しましては、平成30年度からの広域化に伴い、福岡県に納付する納付金として、新たに予算措置するものでございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は2億5,580万2,000円、2目退職被保険者等医療給付費分は63万9,000円、38ページをお願いいたします。

2項1目一般被保険者・後期高齢者支援金等分は7,748万3,000円、2目退職被保険者等・後期高齢者支援金等分は23万8,000円をお願いしております。

39ページ、3項1目介護納付金分は、2,045万円をお願いしております。

40ページをお願いいたします。4款1項1目その他共同事業事務費拠出金は、退職者医療年金受給者リスト作成費用負担金として、3,000円をお願いしております。

その下にあります高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業事務費拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、広域化による予算の再構築により、廃目とさせていただきます。

41ページ、5款1項1目保健衛生普及費271万1,000円、2目疾病予防費は30万7,000円をお願いしております。

42ページをお願いいたします。2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に係る事業費として、2,248万2,000円をお願いしております。

43ページ、6款1項1目利子は、一時借入金利子分として、20万円をお願いしております。

44ページをお願いいたします。4款1項1目及び2目の一般・退職被保険者等保険税還付金は、一般分100万円、退職分20万円をお願いしております。3目償還金は、1,000円の

存置科目でお願いしております。

45ページ、8款1項1目予備費は、500万円をお願いしております。

46ページから49ページまでは、広域化による予算の再構築により、廃款廃項廃目とさせていただきます。ただし、48ページの老人保健拠出金のみ、老人医療制度の終了に伴い、廃款廃項廃目となっております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

日程第24. 議案第14号

○議長（原中 政廣君） 議案第14号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第14号平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成30年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額を1億9,400万4,000円に定めようとするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料は、年金からの徴収分8,503万2,000円、2目普通徴収保険料3,540万5,000円は、納付書、口座振替などによる納付分と滞納繰越分をお願いしております。

7ページ、2款1項1目督促手数料は、100件分、1万円をお願いしております。

8ページをお願いいたします。3款1項1目総務管理費国庫補助金は、システム改修費のための補助金であり、補助率100%の33万6,000円をお願いしております。

9ページ、4款1項1目事務費繰入金は1,275万2,000円、2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分補填するもので、5,766万8,000円をお願いしております。

10ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金は230万円、11ページ、6款1項1目保険料還付金は50万円をお願いしております。

12ページをお願いいたします。2項1目雑入は、1,000円の存置科目でお願いしております。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、職員 1 名分の人件費や管理費として、6 9 0 万円をお願いしております。

1 5 ページをお願いいたします。2 項 1 目徴収費は、6 4 万 3, 0 0 0 円をお願いしております。

1 6 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への負担経費及び保険料などの納付として、1 1 億 8, 4 9 6 万 1, 0 0 0 円をお願いしております。

1 7 ページ、3 款 1 項 1 目保険料還付金は 5 0 万円、1 8 ページ、4 款 1 項 1 目予備費は、1 0 0 万円をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 2 5 . 議案第 1 5 号

○議長（原中 政廣君） 議案第 1 5 号平成 3 0 年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 議案第 1 5 号について御説明申し上げます。

議案書の 4 7 ページをごらんください。本議案は、平成 3 0 年度桂川町水道事業会計予算でございます。

本予算につきまして、地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定に基づき、本議会の議決をお願いするものでございます。

既に配付しています、別紙予算書にて御説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。第 2 条、業務の予定量は、給水戸数 5, 9 4 8 戸、年間有収水量は 1 3 1 万 5, 1 6 3 m³、1 日の平均有収水量は 3, 6 0 3 m³を予定しております。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

第 1 款水道事業収益として、2 億 2, 2 6 6 万 7, 0 0 0 円を予定しております。支出では、第 1 款水道事業費用として、2 億 1, 4 1 6 万 4, 0 0 0 円を予定しており、差し引きの事業収益では、8 5 0 万 3, 0 0 0 円の黒字を見込んでおります。

2 ページをお願いします。第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額を定めております。収入におきまして、今年度は予定はございませんが、支出では、2, 3 4 0 万 3, 0 0 0 円を予定しているところです。

また、収入が支出に対して不足している額 2, 3 4 0 万 3, 0 0 0 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金 2, 2 9 2 万 5, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 7 万 8, 0 0 0 円で補填するものです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員の給与費7,031万8,000円と交際費1万円を定めております。

第6条では、棚卸資産の購入限度額200万円を定めております。

それでは、予算の内容についての説明ですけど、予算の内容につきましては、平成30年度桂川町水道事業会計予算説明書により、御説明させていただきます。

予算の22ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益2億1,096万2,000円は、水道使用料金の調定見込み額を計上しております。2目受託工事収益1,000円は、修繕料の調定見込み額を計上しております。3目その他の営業収益216万4,000円は、各種手数料及び口径別納付金の調定見込み額を計上しております。

1款水道事業収益2項営業外収益1目受取利息及び配当金は、預金利息として31万2,000円を計上、23ページをお願いいたします。

2目長期前受金戻入922万6,000円、4目雑収益1,000円、それぞれと計上いたしております。

1款水道事業収益3項特別利益1目過年度損益修正益1,000円は、存置科目として計上させていただきます。

24ページをお願いします。収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費8,166万5,000円は、浄水場に係る経費で、主なものは、職員3名分の人件費と臨時職員3名分の賃金、施設の維持管理に伴う委託料、修繕料、動力費、検査手数料、施設の整備工事費等を計上しております。

26ページをお願いします。2目配水及び給水費3,924万8,000円は、給配水設備等に係る経費で、主なものは、水道係のうち、水道設備の維持管理を担当する2名の職員の人件費と臨時職員1名分の賃金、水道配水管の漏水調査委託料、配水池清掃委託料、修繕料等を計上しております。

27ページをお願いいたします。3目受託工事費1,000円は、材料費を存置科目として計上しております。4目総掛かり費3,229万5,000円は、経理事務全般に係る庶務的経費で、主なものは、関係職員3名分の人件費と臨時雇い職員1名分の賃金、検診員及び集金に対する委託料、水道料金口座振替手数料等を計上いたしております。

29ページをお願いします。5目減価償却費4,324万4,000円は、浄水場の建物、機械器具、水道配水管等固定資産の各種の減価償却費及び水利権減価償却費を計上しております。

6目資産減耗費119万8,000円は、機械及び装置費の除却費を計上しております。7目その他の営業費用1,000円は、存置科目として計上いたしております。

1 款水道事業費用 2 項営業外費用 1 目支払い利息及び企業債取扱諸費 5 0 2 万 9, 0 0 0 円は、企業債借入金の利息の計上をいたしております。2 目消費税 1, 0 4 8 万 1, 0 0 0 円は、消費税の見込み額を計上しております。3 目雑支出 1, 0 0 0 円は、存置科目として計上しております。

1 款水道事業費用 3 項特別損失 1 目過年度損益修正損 1, 0 0 0 円は、存置科目として計上しております。

3 0 ページをお願いします。1 款水道事業費用 4 項予備費 1 目予備費として、1 0 0 万円を計上しております。

3 1 ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。

収入については、今年度予定はございません。

支出でございます。1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目メーター費 8 6 万 9, 0 0 0 円は、メーター器購入による費用を計上しております。4 目固定資産購入費 5 5 7 万 3, 0 0 0 円は、浄水場等における機械及び装置の購入費を計上しております。

1 款資本的支出 2 項企業債償還金 1 目企業債償還金 1, 5 9 6 万 1, 0 0 0 円は、企業債借入金の元金分を計上しております。

1 款資本的支出 4 項予備費 1 目予備費として、1 0 0 万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくをお願いします。

日程第 2 6 . 報告第 1 号

○議長（原中 政廣君） 報告第 1 号桂川町土地開発公社の解散に伴う平成 2 9 年度決算及び清算結了の報告についてを議題といたします。

まず初めに、前理事長の挨拶を受けます。井上前理事長。

○土地開発公社前理事長（井上 利一君） 報告第 1 号について内容を説明する前に、土地開発公社の前理事長として、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のように、桂川町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づき、昭和 4 9 年 3 月の設立以来、議員の皆様の御理解と御協力をいただきながら、公有用地等の先行取得、管理、処分等を行うことにより、秩序ある整備と町民の福祉の増進に寄与してきたところでございます。

しかしながら、マクロ経済の崩壊以降、土地の価格は下落を続け、公共事業用地を先行取得する意義が薄れるなど、近年は事業化できない状態が続いていました。

そのような状況の中、公社の解散について、理事会で議決、町議会の同意、県知事の認可を得た後、解散に至りました。

また、2月22日に開催しました清算人会で、決算の認定及び清算の承認をいただき、全ての事務処理が完了したところでございます。

内容につきましては、山邊前常務理事が報告いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 次に、内容の説明を求めます。山邊前常務理事。

○土地開発公社前常務理事（山邊 久長君） 報告第1号桂川町土地開発公社の解散に伴う平成29年度決算及び清算終了の報告についてでございます。

議案書の48ページをお開きください。

ただいま、前理事長の御挨拶にもありましたように、桂川町土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、解散についての福岡県知事の認可を受け、平成29年11月6日に解散をいたしました。

解散後は、清算人において清算手続を行い、平成30年2月22日をもって、清算事務の全部が終了いたしましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙関係書類をもって、平成29年度桂川町土地開発公社決算を報告するとともに、あわせて清算終了報告を行うものであります。

次ページ以降に、去る2月22日に開催いたしました、平成29年度第1回清算人会に提出いたしました議案及び平成29年度決算書、清算報告書の写しを添付いたしております。

最初に、写しの1ページから3ページにかけまして、議案書の写しを添付いたしておりますが、議案第1号平成29年度桂川町土地開発公社決算の認定について及び第2号桂川町土地開発公社清算の承認については、清算人会において、全会一致で議決をいただいたところでございます。

それでは、議案第1号平成29年度桂川町土地開発公社決算の認定についてを御説明いたします。

添付いたしております、平成29年度決算書の写し、1ページをお開きください。

まず、平成29年度の事業報告でございます。

なお、本決算に係る期間は、平成29年4月1日から平成29年11月6日、解散の日までの期間となっております。

(1)の事業の概要、2の事業計画及び執行状況につきましては、平成29年度は事業を実施いたしておりませんので、内容については特段ございません。

3の財務の概況につきましては、3ページ以降に掲載いたしております、各計算書等に示しているところでございますが、本年度中の事業総利益はゼロ円で、事業総利益から必要経費4万9,500円を差し引きますと、事業損失は4万9,500円となっております。

次に、事業損失に事業外収益である預金利息4円を加えますと、当期の純損失は、4万

9,496円となっております。

また、平成29年11月6日現在の預金残高は、1,039万6,606円でございます。

次に、4の一般庶務事項でございます。平成29年度におきましては、理事会を2回開催し、御審議をいただきまして、議案につきましては、イの理事会等議決事項の表にお示しをいたしておりますとおり、認定及び承認をいただいておりますところでございます。

次に、5の監査の実施状況でございますが、先月2月20日に、竹本監事、坂井監事より監査を受け、意見書の提出をいただいたところでございます。

2ページをお開きください。平成29年度桂川町土地開発公社収支報告でございます。

まず、上段の表は、平成29年4月1日時点の現金及び預金でございますが、福岡嘉穂農業協同組合及び飯塚信用金庫に預けております定期預金、普通預金で、合計1,044万6,102円でございます。

次に、下段の表につきましては、1の収入の部は、福岡嘉穂農業協同組合に預けております普通預金利息が4円となっております。

2の支出の部につきましては、昨年開催いたしました平成28年度決算監査及び2回開催いたしました公社の理事会の監事、理事の報酬、また費用弁償として、計4万9,500円を支出いたしております。

収入、支出の収支差は、収入4円から支出4万9,500円を差し引いた、マイナス4万9,496円となり、公社解散時点、これは昨年11月6日でございますが、その時点での保有財産のうち、現金は1,039万6,606円でございます。

また、保有財産のうち公有用地としては、14筆3,277.07m²で、簿価価格で2,537万2,910円でございます。

3ページ以降には、損益計算書、貸借対照表、財産目録及び公有用地等明細書を添付いたしておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、議案第2号桂川町土地開発公社清算の承認について、御説明をいたします。

添付いたしております清算報告書の1ページをお開きください。桂川町土地開発公社清算終了についてでございます。

1につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条8の規定に基づき、平成29年12月8日から平成30年2月7日までの2カ月間、債権申し出の催告として、官報への報告を3度にわたり行いましたが、債権の申し出はございませんでした。

また、同条第3項では、知れている債権者には、別に債権の申し出を催告しなければならないと記してありますが、桂川町土地開発公社に関しましては、負債がございませんので、この規定に当たる債権者もございませんでした。

次に、2の清算に係る費用でございますが、清算に係る費用の額といたしましては、14万1,132円でございます。内訳は、債権申し出の催告での官報掲載等に係る関係費用でございます。

次に、3の残余財産のうち、現金についてでございますが、1,025万8,756円を公有地の拡大の推進に関する法律第22条第2項及び桂川町土地開発公社定款第26条第2項の規定に基づき、平成30年2月19日に、桂川町に全額引き継ぎの手続を完了いたしておるところでございます。

次に、4の残余財産のうち公有用地等、これ14筆についてでございますが、現金と同じく、公有地の拡大の推進に関する法律及び桂川町土地開発公社定款の規定に基づき、平成30年2月19日に、桂川町に全ての引き継ぎの手続を完了をいたしておるところでございます。

続きまして、2ページをお開きください。収支報告でございます。

なお、本収支報告は、公社解散時の決算以降となる、平成29年11月6日から平成30年2月22日までの期間の収支ということでございます。

まず、上段の表は、平成29年11月6日、公社解散時の現金及び預金について記載をいたしております。定期預金、普通預金合計で、1,039万6,606円でございます。

次に、下段の表につきましては、1の収入の部は、各定期預金、普通預金の解約時における利息として、普通預金分、定期預金分合計が3,282円となっております。

2の支出の分につきましては、催告の申し出に係る官報掲載費用等として11万3,632円、監査及び清算人会報酬、費用弁償として、2万7,500円を支出しておりますので、支出の部の合計は、14万1,132円となっております。

収入・支出の収支差は、収入3,282円から支出14万1,132円を差し引いた、マイナス13万7,850円となり、清算結了時点での保有財産のうち現金は、1,025万8,756円でございます。

また、保有財産のうち公有用地等としては、公社解散時の決算と変更なく、14筆3,277.07m²で、簿価額といたしましては、2,537万2,910円でございます。

3ページ以降には、清算結了時の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び公有用地等明細表を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの山邊前常務理事の説明に対して質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 第1回清算人会清算報告書のところを質問します。

1 ページ、桂川町土地開発公社清算終了についてというところですけど、この3項のところ
で、1,000万ですかね、1,025万8,756円、これは、これ桂川町にもう入れたんでし
よ。これはどこに入っているか、何件かあります。これはどこに入っているんでしょうか。ちょ
っと私は見つけ切らんもんで、どこに上がっているのか。

それと、あと二つあります。これ、土地が桂川町のものになったということですよ。

それと、あと一つ、桂川町のものになったということは、もう登記なんかは、桂川町になっ
たんですね。そうですか。

そしたら、最初のとだけ、どこの予算書か、何かどこに上がったのか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 山邊前常務理事。

○土地開発公社前常務理事（山邊 久長君） それでは、吉川議員の質問にお答えしたいと思いま
す。

多分、御質問の内容は、清算報告書、第1回清算人会清算報告書という書類を添付しておりま
すが、ここの2ページ、1,039万6,606円、これがどうなったのかということだと思っ
ますが、公社のほうは、2月の19日付にこれは解約をし、2月の20日付で桂川町役場のほう
に現金として、これは受け入れております。

そして、これがその後どうなるのかといいますと、今回の補正第4号でございます。補正第
4号のほうで、御説明をいたしました、これは清算書の13ページ、16款財産収入のところ
でございますが、ここに桂川町土地開発公社出資金等返還収入ということで掲載をさせてい
たところでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 報告第1号桂川町土地開発公社の解散に伴う平成29年度決算及び清算
終了の報告についてを終わります。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後3時00分散会
